

**「体験活動を重視した放課後の子どもの居場所づくり」のための、  
社会教育施設等地域の教育資源の活用について**

答申

平成26年6月

第11期神奈川県生涯学習審議会



## 目次

はじめに .....	1
第1章 神奈川の子どもをめぐる現状と施策の動向 .....	2
1 子どもをめぐる現状 .....	2
2 国の動向 .....	2
3 県の施策の動向 .....	5
第2章 放課後の子どもの居場所づくりに関するアンケート調査 .....	8
1 アンケートの概要 .....	8
2 アンケート調査結果のまとめ .....	10
第3章 放課後の子どもの居場所づくりに積極的に取り組んでいる実践事例 .....	18
1 社会教育施設や児童館における事例 .....	18
2 NPOや地域ボランティア等との連携事例 .....	21
第4章 放課後の子どもの居場所づくりに向けた課題と今後の可能性 .....	26
1 放課後の居場所の今：全国的な動向から見た神奈川の特質 .....	26
2 体験活動を重視した居場所づくりのための課題と留意点 .....	29
3 社会教育施設等の「居場所」としての役割と可能性 .....	35
4 地域の組織、NPO、企業等の「居場所」としての役割と可能性 .....	41
第5章 提言 .....	48
1 「居場所づくり」のための提言：各市町村における取組 .....	48
2 「居場所づくり」のための提言：県教育委員会の取組 .....	54
資料篇 .....	55



## はじめに

平成24年6月に発足した第11期の神奈川県生涯学習審議会は、体験活動を重視した放課後の子どもの居場所づくりのために、社会教育施設等の地域の教育資源をいかに活用できるかという諮問を受け、特に学校児童を支える施策を重点的に調査・審議し、具体的施策を提言することとした。

神奈川は、豊かな自然環境と文化・芸術活動に恵まれ、多くの施設や団体が子どもを支えてきた伝統がある。NPOや企業等の活動も際立つ。しかし、都市化や家庭の教育観、経済力等を背景に児童の体験格差が広がり、放課後を自宅や習い事・塾で過ごす児童、子ども会等の地域組織に属さない児童も増えている。高学年児童や、様々な背景をもつ児童や障害のある児童を含め、すべての学校児童に、安全・安心を前提に豊かな体験ができ、精神的な拠り所になり得る放課後の居場所を約束することは、喫緊の課題である。

また、子どもの豊かな体験活動と居場所を約束することは、地域の生涯学習活動の醸成につながる。保護者や地域住民が日常的に集まり子どもを見守る、いわば「大人の居場所」づくりは、有機的な学習と異世代交流の場を育むこととなり、子どもにとっては地域の活動に足を踏み入れる窓口ともなる。

児童の積極的・創造的な体験活動を誘発し、愛着のもてる居場所を創出するための「場」と「人」、そして行政が関わる「仕組み」は肝要である。たとえば今回の審議の俎上にある「放課後子ども教室」事業は、平成27年に導入予定の子ども・子育て支援新制度を前に、福祉行政の所管である放課後児童クラブとの関係が注目される。児童や保護者が求める体験活動や居場所はどのようなものか、地域住民や既存の施設や団体、新たな事業者を巻き込んだ連携・協働は可能か、今こそ市町村及び県のビジョンが問われている。

本審議会では専門部会を設け、県内9地域にまたがる71の小学校と県内全市町村を対象とした大規模なアンケート調査と、7つの優れた実践の事例調査を行った。神奈川の放課後の現状を精査した上で、これからの体験活動や居場所づくりに何が求められるか、様々な分野で児童の育成に関わる委員が審議を重ね、可能な限り現場の視点から分析と執筆を行った。

本答申は、第1、2章で神奈川の学校児童の放課後の現状、第3章で各地域の実践事例を総括し、第4、5章にて市町村及び県におけるより良い「場」と「人」、そして「仕組み」を提起するものである。調査に御協力いただいた12,541名の小学生と9,069名の保護者の皆さま、学校の諸先生方、訪問調査を御快諾いただいた皆さま、県内33の自治体の皆さまに、この場を借りて心からお礼を申し上げたい。調査結果の一部はすでに該当する市町村にお伝えしたことを申し添える。本答申が神奈川の実践の地固めにつながることを強く願う。

# 第1章 神奈川の子どもをめぐる現状と施策の動向

## 1 子どもをめぐる現状

近年、子どもを取り巻く生活環境や地域社会は大きく変化している。

かつて子どもは、家庭や地域において、様々な世代の人々と関わり合いながら、生活習慣や生活能力、社会的なマナー等を身につけた。また、身近な自然の中での遊びを通じて、好奇心や探求心を育み、時にいのちの尊さを学んだ。

しかし、少子化や核家族化の進行によって家族の形態は変容し、共働き世帯の増加や長時間労働は、家庭生活の在り方に変化をもたらした。都市化の進行によって地域のつながりは希薄化し、また、日常生活の中で自然とふれあう機会も減少している。さらに、情報化の急速な進展によって、携帯電話やスマートフォン等の情報通信機器が極めて身近なものとなり、生活習慣や人間関係づくりに少なからず影響を与えている。

こうした状況を背景として、いじめや不登校、若者のひきこもり、社会性や規範意識の低下など、子どもをめぐる諸問題は複雑化し、大きな社会問題ともなっている。

## 2 国の動向

大きく変化する社会において、子どもの豊かな人間性や社会性を育むためには、様々な体験活動が重要であるとされ、子どもの教育を担う学校や家庭、地域が連携して、体験活動を推進することが求められている。

諮問テーマである「体験活動を重視した放課後の子どもの居場所づくり」を検討するにあたり、体験活動に関するこれまでの国の動向と、放課後に関する施策を概観する。

### (1) 体験活動に関する動向

#### ① 教育基本法改正まで

1996（平成8）年に中央教育審議会は「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」をまとめ、変化が激しい社会における教育の基本的な方向を示し、その中で体験活動の重要性を指摘した。子どもたちに必要となるのは、自ら問題を解決する資質や能力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力であり、そうした「生きる力」を育むためには、紙の上だけの知識ではなく、自然や社会の現実にあふれる実際の体験が必要であると提言した。

1999（平成11）年には、生涯学習審議会が「生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ ―『青少年の[生きる力]をはぐくむ地域社会の環境の充実方策について』―（答申）」において、「生活体験や自然体験が豊富な

子ども、お手伝いをする子どもほど、道徳観・正義感が充実している」との調査結果を基に、子どもたちの体験を充実させるための地域社会の環境づくりの推進を提言した。

1998（平成10）年度及び1999（平成11）年度に改定された学習指導要領においては、完全学校週5日制の下、「生きる力」を育むことをねらいとして、総合的な学習の時間が創設された。

こうした動きを踏まえて、2001（平成13）年には学校教育法と社会教育法の改正が行われた。学校教育法においては、学校が体験活動の充実に努めるとともに、社会教育関係団体等との連携に十分配慮することが明記された。社会教育法においては、教育委員会の事務として、体験活動の機会を提供する事業を実施することなどが明記され、学校教育・社会教育の両面から、子どもの体験活動の一層の推進が求められることとなった。また、2002（平成14）年には中央教育審議会が「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について（答申）」をまとめ、奉仕活動や体験活動の意義や範囲を整理し、社会全体で推進していくための社会的仕組みの在り方等について提言した。

## ② 教育基本法改正以降

2006（平成18）年に改正された教育基本法では、教育の目標として新たに「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度」（第2条の3）、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度」（第2条の4）が規定された。これを受けて、翌年に学校教育法が改正され、義務教育の目標として、公共の精神に基づく社会参画、学校内外における自然体験活動の促進、生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度を養うことなどが規定された（第21条）。

また、改正された教育基本法では、家庭や地域社会における教育力の低下等を背景として、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」（第13条）が新たに規定された。これを受けて2008（平成20）年に改正された社会教育法では、学校が社会教育関係団体等の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて社会教育主事が助言を行うことができることが明記された（第9条の3第2項）。

改正された教育基本法に基づいて、2008（平成20）年に初めて策定された教育振興基本計画では、放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくりや、自然体験活動や集団宿泊体験をはじめとした、様々な体験活動を推進する施策が示された。また、同年に改訂された新学習指導要領においても、体験活動をより一層充実させることが示された。

さらに、2013（平成25）年に閣議決定した第2期教育振興基本計画においては、「社会を生き抜く力の養成」をはじめとした、生涯の各段階を貫く教育行政の基本的方向性が新たに設定され、多様な人々との協働、異質な価値観・文化との接触、実生活上の成功体験・失敗体験など、様々な体験の重要性を示し

た上で、学校教育内外において、生涯を通じて体験活動が得られるような機会や仕組みを意識的に設ける必要があることが明記された。

### ③ 「今後の青少年の体験活動の推進について（答申）」（平成25年1月21日中央教育審議会）

国立青少年教育振興機構は、体験活動に関する様々な調査を行っており、子どもの自然体験活動への参加の減少や、国公立青少年教育施設の大幅な減少など、体験活動の場や機会の減少を指摘している。一方で、子どもの頃の体験活動が豊富な大人ほど、意欲や関心、規範意識や学力が高いといった、体験活動が果たす重要な役割を明らかにしている。

こうした調査結果を踏まえて、中央教育審議会は2013（平成25）年に「今後の青少年の体験活動の推進について（答申）」をまとめた。その中では、体験活動をその内容に応じて「生活・文化体験」「自然体験活動」「社会体験活動」の三つに分類した上で、その意義や効果を整理するとともに、今後の推進方策について提言している。

### ④ 国の取組

文部科学省では、2002（平成14）年度以降「豊かな体験活動推進事業」として、自然の中での宿泊体験活動の推進を図っており、2008（平成20）年度からは農林水産省・総務省と連携して、農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」を実施している。

2013（平成25）年度からは「健全育成のための体験活動推進事業」として、ボランティア等の社会奉仕に関わる体験活動や高齢者との交流など、児童生徒の健全育成を目的とした体験活動を推進している。

国立青少年教育振興機構では、社会全体で体験活動を推進する機運を高めるために、青少年団体等と連携して「体験の風をおこそう」運動を進めている。また、「子どもゆめ基金」事業として、体験活動等の裾野を広げるような活動を中心に、民間団体による体験活動や読書活動等への支援を行っている。

## （2）放課後の教育支援体制

青少年の問題行動の深刻化や、家庭や地域における教育力の低下等の緊急的な課題に対応して、2004（平成16）年度に「地域子ども教室推進事業」が創設され、2007（平成19）年度からは「放課後子ども教室推進事業」として実施されている。

放課後子ども教室は、放課後や週末等に地域住民の協力を得て、小学校の余裕教室等を活用した子どもたちの安全な活動拠点（居場所）を確保し、学習やスポーツ・文化活動等の様々な体験活動や、地域住民との交流活動等を支援する取組である。事業の主な実施主体は市町村であり、国は各地域の取組に対して予算補助を行っている。



2013（平成25）年度までには、全国1,090市町村の10,376か所で実施されており、全公立小学校区のうち約半数で実施されている。

また、「放課後子どもプラン」として、厚生労働省が留守家庭児童を対象として実施している「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育）」と連携して、総合的な放課後対策を推進している。

2013（平成25）年に策定された第2期教育振興基本計画においては、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」という基本的方向性の下、保護者と地域住民の参画による子どもたちの学びを支援するための体制を、すべての学校区に構築することが示されている。この内容を踏まえて、2013（平成25）年には中央教育審議会生涯学習分科会の下に、放課後及び土曜日の教育支援体制や活動の在り方について検討を行うワーキンググループが設置され、検討が行われている。

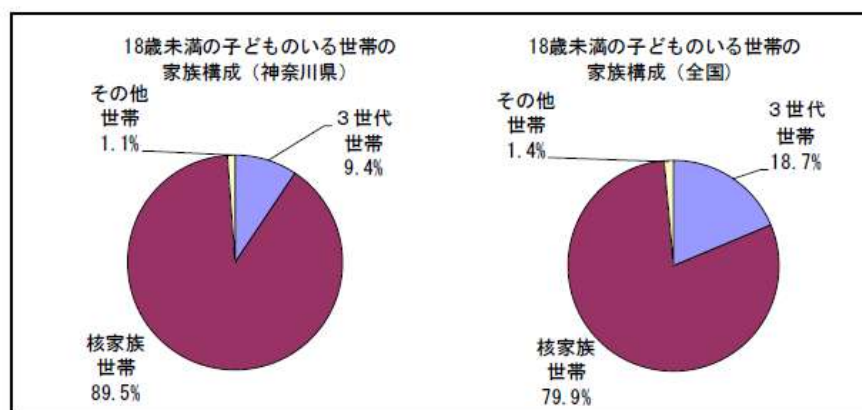
### 3 県の施策の動向

神奈川県内における子どもの現状や、社会教育施設等の状況を整理するとともに、子どもの体験活動や、小学生の放課後に関する県の関係施策を挙げる。

#### （1）県内の子どもをめぐる現状

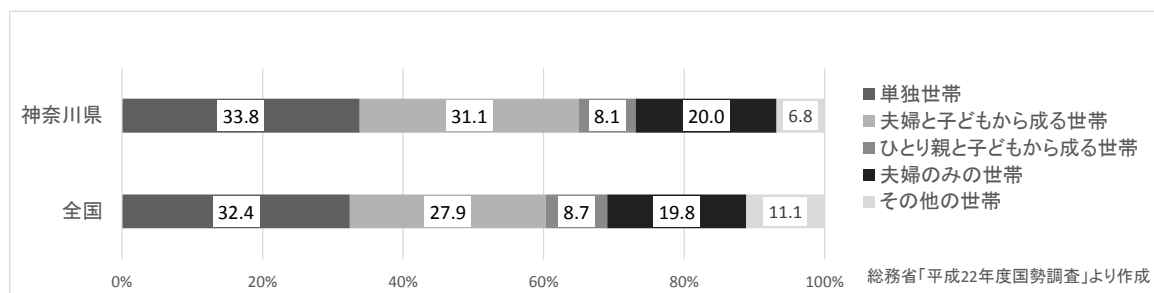
核家族化が進行しており、18歳未満の子どもがいる世帯のうち、約9割が核家族世帯である。

図 18歳未満の子どもがいる家庭の3世代同居の割合（平成22年国勢調査）



「かながわグランドデザイン 評価報告書2012」より

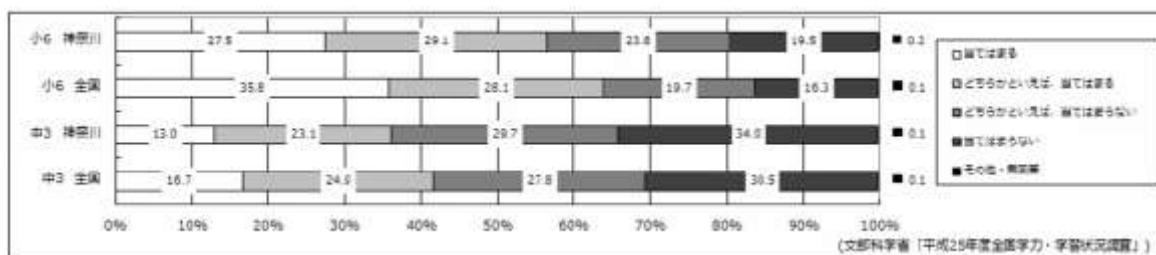
図 一般世帯の家族構成



※端数処理の関係上、合計は100%にならない

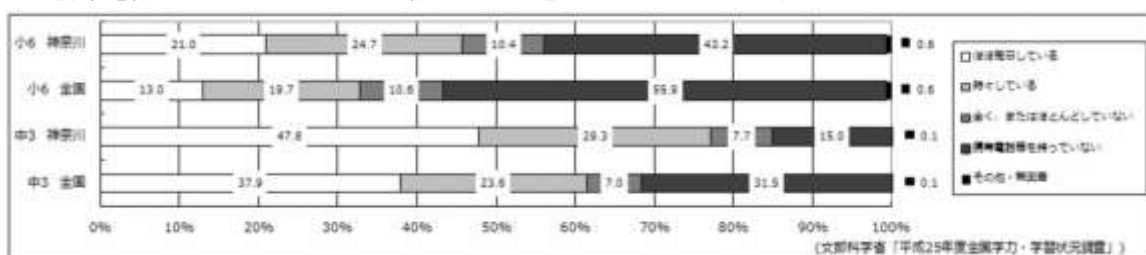
全国平均と比較すると、神奈川県の子どもは地域の行事に参加している割合が低い。一方で、携帯電話やスマートフォンを使用している子どもの割合は高い。

図 地域の行事に参加している子どもの割合



「平成25年版 神奈川県子ども・子育て支援白書」より

図 携帯電話やスマートフォンで通話やメールをしている子どもの割合



「平成25年版 神奈川県子ども・子育て支援白書」より

## (2) 社会教育施設等や青少年団体の状況

図 社会教育施設等の設置数（神奈川県）

	公民館	図書館	博物館	青少年教育施設	児童館
主な根拠法	社会教育法 (公民館基準)	図書館法	博物館法	—	児童福祉法
施設数	175	83	171	70	395

※公民館・博物館・児童館は「類似施設数」を含む

※公民館・図書館・博物館・青少年教育施設数は文部科学省「平成23年度社会教育調査」より作成

※児童館数は県次世代育成課調べ

子ども会の団体数、会員数は減少傾向にある。放課後活動の実施や学童保育事業など、子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人の数は、年々増加している。

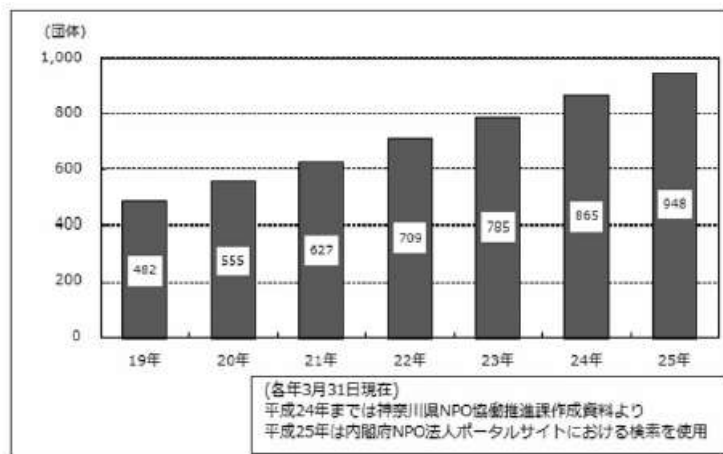
図 子ども会の団体、指導者、会員数の推移（神奈川県）

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
団体数 (団体)	3,195	3,064	3,042	2,948	2,802	2,545
指導者数 (人)	46,780	45,529	47,444	43,836	42,310	41,918
会員数 (人)	200,559	185,681	183,780	166,283	157,863	141,320

出典:平成24年度青少年関係団体の会員数等の調査(青少年センター)

「かながわの青少年2012」より

図 子どもの健全育成分野で活動するNPOの数の推移（神奈川県）



「平成25年版 神奈川県子ども・子育て支援白書」より

### (3) 体験活動の推進

県の施設や学校では、子どもや親子を対象とした多彩な体験活動事業を実施している。特に、夏休み期間中に実施される事業は「かながわ子どもワクワク体験」として、県ホームページ等で広報している。

工業に関する学科を設置している高校では、親子で一緒に参加する体験型の「親子ものづくり体験教室」を開催している。

### (4) 小学生の放課後対策

県では、子どもが安心して放課後を過ごせる居場所を県域全体で提供できるよう、市町村が設置運営する放課後子ども教室及び放課後児童クラブへの助成を行っている。

また、総合的な放課後対策の検討を行うとともに、放課後子ども教室のスタッフの資質向上や情報共有を図るための研修会を実施している。

図 県内の放課後児童クラブ・登録児童数、放課後子ども教室数（県次世代育成課・生涯学習課調べ）

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
放課後児童クラブ	クラブ数	824	880	897	919	932
	登録児童数(人)	31,482	32,976	36,953	37,947	39,977
放課後子ども教室	実施市町村数	20	21	22	25	26
	教室数(箇所)	590	599	609	629	649

(政令市・中核市を含む)

「平成25年版 神奈川県子ども・子育て支援白書」より

## 第2章 放課後の子どもの居場所づくりに関するアンケート調査

放課後の子どもを取り巻く環境の現状やニーズ、課題等を把握するために、県内の児童及びその保護者と、県内市町村に対して、アンケート調査を実施した。

### 1 アンケートの概要

#### (1) 児童・保護者向け調査

- 調査対象  
県内市町村立小学校の児童（1～6年生）とその保護者
  
- 調査方法
  - ・ 調査対象者の抽出  
県内全域を9つの地域に分け、各地域内の市町村の人口比率によって調査対象校数を設定し、全体で71校を調査対象校として有意抽出した。  
調査対象校においては、各校の各学年1学級の児童及びその保護者を調査対象者とした。
  - ・ 調査方法  
調査は、各市町村教育委員会の協力を得て実施した。児童向け調査は、各学級において調査票を配付し、教室内で記入してもらった。保護者向け調査は、児童向け調査を実施した学級の保護者に、児童を通じて調査票を配付し、自宅で記入してもらった。
  
- 実施時期  
2013（平成25）年2月～3月
  
- 質問内容
  - ・ 児童向け調査  
放課後の現状と現状への満足度  
子どもと社会教育施設や地域とのつながり  
子どもと家族とのつながり  
子どもと自然とのふれあい
  - ・ 保護者向け調査  
放課後の現状とニーズ  
保護者の地域における活動  
放課後の子どもの居場所づくりに関する施策参画への意識

○ 回答数

地 域	調査 対象校数	回答数	
		児童	保護者
横浜（政令市）	20	3,600	2,321
川崎（政令市）	10	1,854	1,495
相模原（政令市）	5	992	772
横須賀（中核市）	4	755	586
湘南三浦地域（湘南三浦教育事務所管内） 鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、 三浦市、葉山町、寒川町	9	1,486	982
県央地域（県央教育事務所管内） 厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、 愛川町、清川村	9	1,639	1,245
中地域（中教育事務所管内） 平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町	6	1,029	806
足柄上地域（足柄上教育事務所管内） 南足柄市、中井町、大井町、松田町、 山北町、開成町	3	520	368
足柄下地域（足柄下教育事務所管内） 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	5	666	494
計	71	12,541	9,069

（２）市町村向け調査

○ 調査対象

県内全市町村（33自治体）

○ 調査方法

県教育委員会から市町村生涯学習・社会教育主管課に調査票を電子メールに添付して送付し、期日までに提出してもらった。

○ 実施時期

2013（平成25）年2月～3月

○ 質問内容

平日放課後の小学校の施設の状況  
放課後子ども教室及び類似事業の現状  
放課後児童クラブの現状  
社会教育施設における児童の活用状況  
企業の開放施設の把握状況

○ 回答数

県内全市町村（33自治体）

## 2 アンケート調査結果のまとめ

### (1) 児童向け調査結果の概要

神奈川の多くの小学生は、放課後によく「自分や友だちの家で、友だちや家の人と一緒に、2～3人以下でおしゃべりをして」過ごしている。1年生は勉強、6年生はテレビ・DVD視聴をする児童が多く、学年が上がるにつれて少人数で過ごしている。7割近くの児童は放課後を「楽しい」、「やりたいことができる」と考えている。半数以上の児童が自然の中で遊んでいるが、地域差が見られる。

学年が上がるにつれて「遊ぶ時間が少ない」と感じる児童が増え、低学年の約2割が「やりたいことが見つからない」、9割近くの児童がもっと「友だちと一緒に遊びたい」、7割近くの児童が「運動やスポーツをしたい」と考えている。学年が上がるにつれて放課後子ども教室や放課後児童クラブで過ごす児童は減り、社会教育施設の利用は微増するが、いずれも利用率は低く、県内9地域で利用率に差がある。地域の活動への参加は7割程度の児童に見られるが、地域差があり、学年が上がるるとともに減少する。地域の大人と交流している児童は、地域の活動にもよく参加している。

#### ① 平日の放課後（下校～午後5時）の過ごし方（よくしていること）

- すべての学年の約8割の児童が「自分の家」でよく過ごし、45%程度が「塾や習い事」に通っている。公民館や地区センター、児童館、図書館、博物館等の施設でよく過ごす児童は、いずれも1割未満である。「学校の校庭や体育館」、「公民館や地区センター、児童館など」は学年が上がるにつれて率が高まり、逆に「放課後子ども教室」と「学童（放課後児童クラブ）」は率が低くなる傾向が見られた。
- よく過ごす場所について、県内9地域で特徴が見られた。足柄下地区は「学校の校庭や体育館」、相模原と足柄上地区は「学童（放課後児童クラブ）」、横浜や川崎、相模原、横須賀は「公園、空き地、広場など」、県央地区は「公民館や地区センター、児童館など」が比較的多かった。よく過ごす人の人数と属性、「よくすること」では、地域間で大きな違いは見られない。男女別では、男女ともに最も高い値が「自分の家」であるが、次に高い値は、男子では「公園、空き地、広場など」、「塾や習い事」の順で、女子では「塾や習い事」、「友だちの家」であった。
- 低学年・高学年ともに半数程度が「2～3人」で過ごし、「4～6人」が3割程度であった。「1人」で過ごす率は学年が上がるにつれ増加し、「10人以上」は減少する傾向にあった。男女別に見ると、男女ともに「2～3人」、「4～6人」の順に高いが、女子は放課後に「2～3人」という小規模な集団で過ごす率が高く、男子は女子よりも一緒に過ごす人数が多い傾向がある。地域差はほぼ見られなかった。
- 高学年で74%、低学年で55%が「同じ学年の友だち」とよく過ごし、「小学校のほかの学年の人」は15%程度で、異学年交流が活発であるとは言えない。1年生では「家の人」、その他の学年では「同じ学年の友だち」が最も高く、学年が上がるにつれて「1人」又は「同じ学年の友だち」と答えた率が高まる。「小学校のほかの学年の人」については、3年生の結果が最も高かった。地域差はほとんど見られなかった。
- すべての学年の約7割がよく「おしゃべり」をしている。「勉強」は、低学年の活動

の中で最も高い72%を占め、高学年の結果よりも18%ポイント高い。1年生では「勉強」、2～5年生は「おしゃべり」、6年生は「テレビやDVD（ビデオ）」が最も高い値であった。「勉強」は学年が上がるにつれて値が減少し、「本やマンガ」と「音楽、楽器演奏」は高くなる。「インターネットやメール」は、1年生でも12.1%を占め、5年生で30.3%、6年生ではおよそ半数にあたる47.1%に上る。男女別では、男子は「ゲーム機やカードゲーム」、「ボール遊びやスポーツ」が高く、女子は「おしゃべり」、「勉強」、「テレビやDVD」が高い値であった。

## ② 平日の放課後（下校～午後5時）の時間・行動をどう感じているか

- 低学年・高学年、また男女ともに7割近くが放課後を「とても楽しい」と答え、「まあまあ楽しい」を加えると95%以上であった。同様に、7割近い児童が放課後に「やりたいことができている」と答え、「とても楽しい」と答えた児童の8割は「やりたいことができている」と答えた。これらは、県内9地域でも大きな差は見られない。
- 「とても楽しい」と答えた児童の多くは、放課後に「友だちの家」や「学校の校庭や体育館」、「公園、空き地、広場」でよく過ごしている。また、「おしゃべり」、「ボール遊びやスポーツ」等の他者との関わりが多い活動をしている。
- 放課後が「楽しくない」と答えた児童の46.5%は「やりたいことが見つからない」と答えた。35.3%は「1人」で過ごすことが多く、4人以上での交流が少なく、「友だちと一緒に遊ぶ」ことを強く求めている。また、「自分の家」で過ごす率が高い。
- 放課後の課題では、高学年の49%、低学年の35%が「遊ぶ時間が少ない」と答え、「遊ぶ場所が少ない」は全体で25%程度である。「遊ぶ場所が少ない」と答えた児童の58.8%が「やりたいことができている」と答え、その半数以上は「遊ぶ時間も少ない」と感じていることが分かった。
- 「遊ぶ友だちが少ない」と答えた児童の82.6%は、よく「自分の家」で過ごしている。また、「1人」で過ごし、「同学年の友だちと過ごすことが少ない」傾向にある。
- 「やってみたいこと」は、低学年・高学年、また男女ともに9割近くが「友だちと一緒に遊ぶ」を挙げ、自由記述欄では「ゲームをしたい」という回答が非常に多い。「家の手伝い」、「勉強」等は男子よりも女子の割合が上回っていた。また、学年が上がるにつれて放課後にいろいろなことに取り組みたいと考える児童は減少し、特に「勉強」、「大学生や大人の人と一緒に活動」と答えた率は大幅に減少した。

## ③ 社会教育施設等の利用頻度

- 「公民館、市民館、地区センター、コミュニティセンターなど」を定期的に利用している児童は、低学年・高学年ともに14%にとどまった。全学年ともに6%程度が「毎週、行く」、7%程度が「毎月、行く」と答えた。9つの地域別では、「定期的な利用をしている」児童は、足柄上地区と横浜で比較的高く、「イベントや行事の時に行く」児童は中地区と足柄下地区に多く、川崎では利用が少ない傾向があった。
- 「児童館など」の子ども向けの施設の利用頻度も、低学年・高学年ともに1割前後で、県内9地域で同様であった。「毎週、行く」又は「毎月、行く」と答えた1～4年生は11%程度、5年生は8.9%、6年生は6.6%であった。
- 「図書館」の利用頻度は低学年・高学年ともに2割程度で、図書館に「行ったことがある」児童は他の施設と比べて最も高い率であり、県内9地域で差が見られなかった。3、4年生の20%近くと、6年生の15%程度が「毎週、行く」又は「毎月、行く」と答えた。また、公民館等の施設に行かない児童は、図書館に行かない率が高い。

- 「博物館や美術館」の定期的な利用は5%以下で、「イベントや展示の時に行く」も1割以下であり、県内9地域で同様であった。公民館等の施設に行かない児童は、博物館や美術館にも行かない率が高いことが明らかとなった。
- 公民館や市民館等に「毎週、行く」児童の多くは、児童館等にも「毎週、行く」と答えた。また、「行ったことがない」児童のうち、児童館等にも「行ったことがない」割合が半数以上を占めた。公民館等が「近くにあるのかわからない」児童の半数近くが、児童館等についても「近くにあるのかわからない」と答えた。

#### ④ 地域の活動への参加、地域住民との関わり

- 「地域のお祭りなどの地域行事や清掃活動に参加する」率は、低学年・高学年ともに「よく参加する」が30%程度、「時々、参加する」が40%程度で、合わせると7割程度となった。県内9地域別では、「よく参加する」児童の割合が足柄下地区と足柄上地区、横浜で4割程度であったのに対し、川崎と相模原では25%程度にとどまった。
- 「地域の行事やボランティア活動に参加する」率は、3年生が最も高く、6年生では24.4%にとどまった。
- 「近所の大人と挨拶をしたり、話をしたりする」率は、「よくする」と「時々する」を合わせると、低学年・高学年ともに9割前後で、県内9地域で大きな差はない。
- 「近所の人と挨拶や話をする」等の日常的な交流の頻度と、「地域のお祭り」等の行事や、「清掃」等のボランティア活動への参加の頻度をクロス集計した結果、日頃から地域の大人と交流している児童は地域の活動に参加する率が高く、「地域の行事やボランティア活動などに参加したい」と答える率も高かった。

#### ⑤ 山や森、川や海等の自然の中での活動体験

- 半数以上の児童が「山や森、川や海など」の自然の中で遊んでいる。男女別では「よく遊ぶ」又は「時々遊ぶ」と答えた男子が70.7%、女子は58.9%で、大きな差が見られた。県内9地域で見ると、「よく遊ぶ」又は「時々遊ぶ」の回答率が川崎と相模原がおおよそ50%、湘南三浦地区と足柄上地区、足柄下地区ではおおよそ65%であった。
- 「近くに自然がない」と答えた児童の割合は地域差が見られた。相模原は22%、川崎は20%に上り、最も低かった足柄下地区は3%、足柄上地区は6%であった。



## (2) 保護者向け調査結果の概要

子どもの放課後の過ごし方について、9割の保護者は概ね満足しており、特に「学校の校庭や体育館」「放課後児童クラブ」で子どもがよく過ごす保護者の満足度は高く、これらは地域差が見られなかった。子どもが自宅でよく過ごす保護者は、外で遊ばない、ゲームばかりしていることへの不満度が高い。放課後の課題として、9割近くの保護者が「伝統芸能や昔遊び（竹馬等）」、「芸術的な活動」の機会が少ないこと挙げているが、子どものニーズとのずれが見られた。

放課後の子どもの居場所づくりに半数以上の保護者が参加意思を示した。町内会やPTA、子ども会等の活動に関わる保護者は、複数の活動に参加しており、子どもの居場所づくりへの参加意思が高い。地域の活動については地域差も大きい。

### ① 子どもの平日の放課後の過ごし方（よくしていること）について

- 子どもが放課後に主に過ごしていると保護者が考える場所は「自宅」が最も高く74%、次いで「塾や習い事」が50%、「公園、空き地、広場など」が49%、「友だちの家」が44%であり、児童対象の調査の結果とほぼ同じ割合であった。子どもが放課後に過ごす場所について、「よく把握」と「大体把握」を合わせた回答は98%に上り、ほぼすべての保護者が子どもの放課後の活動場所を把握していると考えられる。
- 子どもが放課後に主に過ごしていると保護者が考える場所について、県内9地域で特徴が見られた。高い値を示したのは、中地区と湘南三浦地区の「友だちの家」、横浜と川崎の「塾や習い事」、足柄下地区と中地区、湘南三浦地区の「学校の校庭や体育館」、横須賀や横浜、川崎の「公園、空き地、広場など」、県央地区の「公民館や児童館、地区センターなど」であった。
- 子どもの放課後の過ごし方について、「まあまあ満足」が74%、「とても満足」は17%で、合わせると9割の保護者が放課後の過ごし方に満足していた。「学校の校庭や体育館」と「学童（放課後児童クラブ）」でよく過ごす子どもの保護者は「とても満足している」と答える割合が高く、対して「自宅」でよく過ごす子どもの保護者は「あまり満足していない」割合が高かった。「満足していない」理由について、「外で遊ばない」、「家でゲームばかりしている」等の記述が多く見られた。これらの傾向は、県内9地域でほとんど地域差が見られなかった。

### ② 子どもの平日の放課後の過ごし方について思うこと（課題、希望等）

- 子どもの放課後の課題について、「伝統芸能や昔遊びに触れる機会が少ない」と「芸術的な活動に触れる機会が少ない」が最も高い値であり、その他では「自然の中で遊ぶ機会が少ない」と「地域の大人の人と触れ合う機会が少ない」、「遊ぶ場所が少ない」、「体を動かして遊ぶ機会が少ない」、「一緒に遊ぶ子どもが少ない（遊ぶ時間が合わない）」ことを、半数以上の保護者が挙げた（複数回答）。他方で、「放課後子ども教室が足りない」という回答は26%であった。
- 子どもの放課後の課題について、県内9地域で特徴が見られた。最も高い値は、相模原は「遊ぶ時間が少ない」、川崎と相模原は「自然の中で遊ぶ機会が少ない」、中地区や足柄上地区、川崎は「遊ぶ場所が少ない」、足柄下地区は「一緒に遊ぶ子どもが

少ない（遊ぶ時間が合わない）」であった。また、「学童（放課後児童クラブ）が足りない」、「放課後子ども教室が足りない」については、横浜と川崎は低い値であったが、相模原と横須賀では高い値であった。

- 放課後の時間を活用して子どもにさせたいことは、13の質問項目すべてで半数以上の保護者が「させたい」と答えた。特に「友だちと一緒に遊ぶ（子ども同士の交流促進）」と「運動やスポーツ」は94%以上であり、他に「勉強」、「おつかいなど家の手伝い」が高い値であった。対して、「大学生や大人の人と一緒に遊ぶ（異世代交流）」は60%にとどまった。これらの傾向は、地域差がほとんど見られなかった。
- 子どもの放課後に関し今後充実させてほしいことについては、7つの質問項目すべてで半数以上の保護者が「充実させてほしい」と答え、「安全・安心な居場所づくりの促進」は99%に上った。また、「いろいろな体験活動の充実」と「子どものやりたいことが自由にできる環境づくり」も高い割合を占めたが、「親子で参加できる環境づくり」については52%にとどまった。

### ③ 保護者が参加する地域活動及び子どもの居場所づくりの活動について

- 保護者が参加する地域の活動（無償を含む）は、「町内会・自治会」がほぼ半数を占め、次いで「PTA」、「子ども会」が4割程度であった。対して、「特に活動していない」と答えた保護者は19%であった。
- 保護者が参加する地域の活動は、県内9地域で特徴が見られた。「町内会・自治会」は足柄上地区と県央地区で非常に高く、最も低い川崎は33%であった。「子ども会」は地域差が大きく、最も高い足柄下地区は62%、最も低い川崎は15%であった。「特に活動していない」という回答は川崎で最も多く、28%であった。
- 放課後の子どもの居場所づくりに参加する意思を尋ねたところ、「積極的に参加したい」は最も低い3%にとどまったが、これに「お手伝い程度なら参加してもよい」を合わせると、過半数の保護者に参加意思があると言える。放課後の子どもの居場所づくりに参加意思がある保護者ほど、現在、様々な地域の団体や事業に活動・参加している。この傾向は、地域間で大きな違いは見られなかった。
- 放課後の子どもの居場所づくりに参加する意思を尋ねたところ、「参加するつもりはない」と答えた保護者は7%であった。居場所づくりへの参加意思は、子どもの放課後の満足度との関連性は低かった。参加意思の低い保護者は放課後の居場所を充実させるための質問項目7つとも回答率が低く、特に「親子で参加できるイベントの充実」や「地域で子どもを見守る環境づくり（大人の参加促進）」の値が低い。また、地域の団体や事業（10項目）すべてで、活動・参加している率が低かった。

### (3) 市町村向け調査結果の概要

県内33市町村のうち、「放課後子ども教室」（類似施設を含む、以後「教室」と記す）を半数以上の小学校区で実施する自治体は13、校区すべてで実施する自治体は10にとどまった。多くの「教室」で「お絵かき・工作教室」「スポーツ教室」「昔遊び」といったプログラムが行われる一方、「学習補助」は7自治体にとどまり、「放課後児童クラブ」（学童保育、以後「クラブ」と記す）と活動内容の差が見られた。「教室」の課題としては、安全管理員の人材確保が多く挙げられた。社会教育施設やNPO、企業、大学等との連携は、機会があれば検討したいと考える自治体が多い。「教室」と「クラブ」の連携は、場所やメニューを共有することのメリットと、児童の管理面のデメリットが挙げられた。

社会教育施設における平日の放課後の児童の利用は、図書館は8割、公民館は6割と高く、児童対象の事業やフリースペースの設置も4割程度の自治体でなされている。社会教育施設と「教室」「クラブ」との連携について、「出張講座やメニュー実施の支援は可能」と答えた自治体は2割以上であり、すでに実施している自治体もある。

#### ① 学校（施設）開放の状況

- 放課後に児童が運動場を使用できない小学校のある自治体は3（9%）にとどまった。（このことは、児童や保護者の実態・認識とのずれが見られる。）
- 放課後に児童が体育館を使用できる小学校のある自治体は7（21%）、音楽室、特別教室等が使用できる小学校がある自治体は10（30%）であった。

#### ② 「放課後子ども教室」等の学校児童の放課後事業の実施状況

- 「教室」と「クラブ」の設置は、「クラブ」は県内33市町村のうち27市町村（82%）で全小学校区で設置している一方、「教室」は、半数以上の小学校区で実施する自治体は13（39%）、全小学校区で実施する自治体は10（30%）にとどまった。
- 「教室」のメニューは、19自治体（58%）が「お絵かき・工作教室」を挙げ、次いで14自治体（42%）が「スポーツ教室」、「昔遊び」を挙げた。また、特定の活動を行わない「フリータイム」は半数以上（52%）の自治体で実施されている。
- 「クラブ」のメニューは、「フリータイム」を挙げる自治体が最も多く12（36%）、次いで10自治体（30%）が「学習補助」、9自治体（27%）が「お絵かき・工作教室」を挙げた。
- 「学習補助」を実施する「教室」がある自治体は7（21%）にとどまり、課題として、「塾等があるためニーズがない」、「参加人数が激減する」等が挙げられた。

#### ③ 「放課後子ども教室」の課題と社会教育施設等との連携

- 「教室」の課題として、およそ7割の自治体が人材確保、3割が人材育成を挙げた。どのような人材が課題かを尋ねたところ、およそ8割の自治体が確保、育成ともに「安全管理員」を挙げた。その他、「予算確保」を挙げた自治体はおよそ4割、「高

学年児童参加数」は3割に上った。

- 社会教育施設、児童館等と連携しているか、又は予定しているか尋ねたところ、「すでに連携」と「予定」を合わせると5自治体（15%）であるが、15自治体（45%）が「連携する予定はない」と答えた。公民館等の施設を活用する方法を学ぶ研修があれば職員・スタッフ等に参加を促すかどうかを尋ねたところ、23自治体（70%）で前向きな回答が示された。
- 「教室」をより充実させるため、地域ボランティアやNPO、大学・高校等との連携の意向を尋ねたところ、半数程度の自治体が前向きな回答を示した。一方、「教室」の人材を確保するためのボランティアの登録制度について、およそ半数の自治体が「設置する予定はない」と答えた。企業や企業OB等による出前授業、企業（工場）の見学等の機会があれば、活用したいかどうかを尋ねたところ、およそ8割の自治体が「必要に応じて活用したい」又は「積極的に活用したい」と答えた。

#### ④ 「放課後児童クラブ」の課題と社会教育施設等との連携

- 「クラブ」の課題について、全33市町村のうち22自治体が「指導員等の人材確保」を挙げた。次いで17自治体が「予算確保」、16自治体が「開設場所」を挙げた。
- 社会教育施設、児童館等と連携しているか、又は予定しているか尋ねたところ、7自治体（21%）が「すでに連携」と答えたが、最も多かった回答は「連携する予定はない」で19自治体（58%）であった。一方、公民館等の施設を活用する方法を学ぶ研修があれば、職員・スタッフ等に参加を促すかどうかを尋ねたところ、23自治体（70%）が前向きな回答を示した。
- 「クラブ」をより充実させるため、地域ボランティアやNPO、大学・高校等との連携の意向を尋ねたところ、半数程度の自治体が前向きな回答を示した。企業や企業OB等による出前授業、企業（工場）の見学等の機会があれば、活用したいかどうかを尋ねたところ、およそ7割の自治体が「必要に応じて活用したい」又は「積極的に活用したい」と答えた。

#### ⑤ 「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の連携について（自由記述）

- 活動内容に関するメリットについて、異年齢児や「クラブ」「教室」を超えた児童の交流、地域住民との交流、プログラム（体験活動等）の共有等が挙げられた。
- 活動場所、施設に関するメリットについて、安全な小学校施設で児童が過ごせること、救急用品が共有できることなどが挙げられた。民家を借りている「クラブ」をもつ自治体は「遊び場の確保」、登録制でない「教室」をもつ自治体は「教室の参加者が少ない時の施設の有効活用」を挙げている。
- デメリットとして、留守家庭児童と全児童の区別（出欠席の管理）が煩雑になること、「教室」が登録制でない場合は子どもの状況が把握しづらいこと、また子ども自身が「教室」と「クラブ」の区別ができないことなどが挙げられた。

#### ⑥ 社会教育施設における放課後児童への対応

- 平日の社会教育施設における学校児童の利用の有無を尋ねたところ、図書館は最も高く8割、次いで公民館等が6割、児童館等が5割、博物館等が3割であった。（このことは、児童や保護者の実態・認識とのずれが見られる。）
- 平日の放課後の時間帯に児童を対象とした事業を実施している施設の有無を尋ねたと

ころ、12自治体（36％）が「ある」と答えた。

- 「フリースペース」を設置する社会教育施設の有無を尋ねたところ、13自治体（39％）が「ある」と答え、公民館や科学館、福祉会館等が挙げられた。
- 社会教育施設職員（公民館主事、司書、学芸員等）が「教室」や「クラブ」に出向き、メニュー実施の支援等を行っているかどうか尋ねたところ、3自治体（9％）が「既に実施」、8自治体（24％）が「可能」と答えた。
- 社会教育施設で活動しているサークル等を「教室」や「クラブ」に紹介し、メニュー実施の支援等を行っているかどうか尋ねたところ、7自治体（21％）が「既に実施」、9自治体（27％）が「可能」と答えた。
- 平日の放課後の時間帯に、児童を含め一般に開放している企業の施設等があるか（把握しているか）尋ねたところ、「ある」と答えた自治体はなかった。

### 第3章 放課後の子どもの居場所づくりに積極的に取り組んでいる実践事例

すでに県内においては、体験活動を重視した放課後の子どもの居場所づくりの実践が多く行われている。特色ある取組が行われている施設や団体の活動現場を見学し、その取組内容や課題、これからの展望等を調査した。

#### 1 社会教育施設や児童館における事例

##### (1) 川崎市ふれあい館 ～多文化共生のまちづくりを推進する施設～

川崎市ふれあい館は、日本人と韓国・朝鮮人を主とする在日外国人が、市民として子どもからお年寄りまで相互にふれあいを進めることを目的とし、基本的人権尊重の精神に基づき、差別をなくし、共に生きる地域社会を創造していくため、こども文化センターとふれあい館を統合施設として川崎市が設置した施設で、このような統合施設は川崎市内ではこの1館のみである。現在、指定管理者としてこの地域で様々な事業を進めてきた社会福祉法人「青丘社」が市より受託して運営している。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長と家族生活、民族文化を保障するため包括的な放課後事業を展開し、運営母体が保育園や子育て支援センターも開設しており、就学前から子どもや家族との関係づくりがなされている。また、学習サポート教室や障害児のデイケア等、一般的な放課後事業では対応が困難な子どもへの支援が充実している。

特に、外国にルーツをもつ子どもの構成を反映させ、多言語を話せる職員や在日コリアン、フィリピン人等のボランティアを配置。スタッフを通じて子どもや家族の様子を把握するとともに、運営母体は保育園運営、生活保護世帯や障害児の支援等を行い、教育、福祉にまたがる組織運営がなされている。また、地域の小学校全職員と年3回人権教育担当者会議を開催し、個々の子どもたちについて情報交換を行い、子どもたちを理解した上で、必要な子どもに必要なサービスを行っている。

川崎市の行政や全市の学校を対象とした民族文化講師派遣事業や日本語を母語としない子どもや保護者を対象に通訳支援事業、講演会等の連携事業も数多く実施し実績も十分にある。

子どもたちの体験活動としては、キャンプ等の行事や日々の遊びを通して、子どもの成長と仲間づくりの支援を行っている。また、韓国・朝鮮の民族文化であるチャンゴや舞踏等のクラブには、日本やペルー等の子どもも参加し、練習や発表を通して仲間づくりや多文化共生の理解が図られている。事業には高学年児童や中高生も集まり、子ども自身がプログラムを企画するなど、異年齢の子どもとの関係づくりと自



主・自律性が育まれている。

三つの小学校のわくわくプラザ事業（川崎市は全小学校に放課後児童健全育成事業を包括して実施する「わくわくプラザ」を設置）を受託して実施しているが、全校児童の50%強が登録しており開かれた居場所になっている。

また、一般的な放課後事業では対応が難しい高学年児童や障害児、外国人の子ども等に向けて、目的が明確なプログラムと、「ほっとできる」居場所の保障をめざしている。さらに、保護者（母親）や高齢者等のサークルもあり、家族ぐるみ、地域ぐるみの居場所づくりが行われている。

行政や学校等の委託、連携事業や国際色のある行事を実施し、高齢者との交流や相談事業も積極的に受け入れ、継続的・組織的な事業が展開されている。

さらに、ニューカマーの外国人や生活保護世帯等を対象に事業内容、領域の一層の拡充に取り組んでいる。

## （２）藤沢市鵠沼公民館「くげぬまあそび隊」～公民館とボランティアによる講座型居場所づくり～

「くげぬまあそび隊」は、地域子ども会の減少、学校週5日制完全施行にともない、遊び場の確保、異年齢・異学校交流、体験学習の促進のため、2002（平成14）年に活動が開始された。藤沢市鵠沼公民館を活動の拠点とし、同公民館の一事業として活動を行っている。

2005（平成17）年からは、ボランティア団体「くげぬま遊友（ゆうゆう）隊」が運営に参加し、同団体と公民館との協働体制が安定的な事業運営を支えている。年間11教室を開催し、子どもの参加者は延べ440名（年間登録制・定員40名）に上る。

活動のテーマは年間を通して決められ、それに即したプログラムを編成している。たとえば、2012（平成24）年度は「食育」、2013（平成25）年度は「科学」をテーマに掲げた。2013年度の主だった活動の中身は次のとおりである。「少年の森でロケットを飛ばそう」、「人気の科学実験」、「浜の生き物観察」、「JAXAに行こう！宇宙を探ろう！」、「大自然の中で雪遊び」。このようなテーマに沿ったプログラムに加え、毎年定番の活動も行っている。それが「公民館に泊まっちゃおう」、「地域の大会にジョイントだ！公民館まつり参加」、「八ヶ岳で一泊しよう」である。



参加する子どもたちは、定番の活動を楽しみにしながら、毎年変わるテーマごとのプログラムに胸を躍らせている。いわゆる“テッパン”と“新規”の2本柱で、子どもの「またやりたい」と「今度は何するの？」という期待を集めている。登録の更新（リピート）を希望する子どもが多いことは、事業が子どもの居



場所づくりとして機能しているということを物語っている。これは地域の子どもたちに、この活動が浸透していることも示している。

12年間継続して事業を展開できたのは、やはり「くげぬま遊友隊」との協働体制を構築しているからであろう。同ボランティア団体は、公民館の職員と一緒に事業を企画するパートナーであり、大規模な活動を行う時の人的パワー、そして、活動の連続性を担保する担い手である。そしてさらに、必要に応じて他団体や有志（食育事業は農家、科学事業は専門家）を巻き込んでいくコーディネーターの役割も果たしている。

同事業の一番の成果は、卒業生が活動を支えるボランティアとして戻ってきている点にある。事業が子どもたちにとって、良い体験となっている証である。また、このような循環は、持続可能なまちづくりにとって大きな財産となる。「地域に育てられた子どもが、地域を支える人材になる」ことが実現される今後の発展が楽しみである。

課題は、人的資源の制約から、子どもの受け入れが追いついていないことである。定員を上回る応募があるため、抽選を行い、登録者を絞り込まざるを得ない状況がある。ボランティア人材の確保によって、より多くの子どもたちに「活動の機会」と「居場所」を提供することが求められる。

### （3）厚木市立七沢児童館 ～地域で育む児童館～

市内37児童館の一つとして、周りを野山に囲まれた自然豊かな環境の中に位置し、児童数が少ない学区の中にあって、年間の利用率が高い特徴があり、子どもたちにとって放課後の居場所として重要な役割を担っていることが伺える。また、地域住民は三世代同居の家庭が多いことから、住民相互の関わりも深く、児童館に対しても力強い存在となっている。こうした恵まれた環境の下、体験学習を重視した様々な行事が実施されている。

- 3月の行事…5年生が主体となり、子ども運営委員会を立ち上げ6年生と新年生の歓送迎会を実施
- 5月の行事…近くのニジマス養殖場の協力の下、ニジマスのつかみ取りを実施
- 8月の行事…6年生がオリジナリティを出したお化けに扮し、各自が趣向を凝らしたお化け屋敷大会を実施



こうした一連の行事には、地域の自治会や子ども会、青少年健全育成団体の協力があり、地域で育む体制づくりが、しっかりと根づいている。

また、様々な行事を通して、児童の成長過程を垣間見ることができる。普段の遊びの場でも特別支援学級の児童に対して温かく見守ることができるなど、人間



形成を確立する大切な場所でもある。

一方で、館外でカードゲームをする子どもが多く見られることから、他の遊びにも興味をもてるようにすることも一つの課題である。

児童館がもつ大きな特徴は、運営母体が行政（青少年課担当）のため、安定した運営が確立していることであり、たとえば、児童館指導員の市の臨時職員としての有能な人材の確保などが挙げられる。また、市内には37児童館が設置されているため、利用者にとって児童館が身近な施設となっていることである。

年間の行事は、「子ども運営委員会」による子ども目線での企画、実施が可能になっており、自らが主体的に遊びを考える大きな原動力となっている。また、人口流出の少ない地域で、住民相互の交流も密であり、児童館は多くの大人にとっての大切な居場所としての機能も果たしている。

今後も安定した運営が行われるよう地域、学校及び行政が一体となり、次代を担う子どもたちが自由な時間の中で自らが考え、行動する力を育むことにより、他者を思いやる心、自立する心の確立が図られる事業の展開が期待される。大人たちにとっても、地域での居場所の要となり、自身がもっている積み重ねてきた技能や経験を子どもたちへとつなげる児童館の役割は重要である。

## 2 NPOや地域ボランティア等との連携事例

### （1）厚木市立相川小学校放課後子ども教室 ～協働による多彩なプログラム～

子どもたちが安全、安心に過ごすことができる放課後の居場所として、小学校の余裕教室等を活用し、種々な体験学習や地域住民との交流が図られるよう、2011（平成23）年10月、厚木市として初めて放課後子ども教室が相川小学校に設立された。

翌2012（平成24）年には、優れた「地域による学校支援活動」が認められ、文部科学大臣表彰を受ける。2013（平成25）年度の登録率が86.2%に上るなど、児童はもとより、保護者からの高い支持が伺える。コーディネーター等6人のスタッフの他に地域住民はもとより、市内の企業や、大学、学生、NPO等、様々なボランティアの協力により、多彩なプログラムの実施が図られているのが大きな特徴の一つである。安全、安心への配慮として、参加・出席カードの提出、下校時の見守り、メール配信サービス等が実施されている。

二つ目の特徴として、児童は講座と「フリー（活動）」を自由に選択することができる。児童の学習への取組として、「相川塾」の開設、子ども科学館職員や企業、大学による「おもしろ科学教室」が実施される。他にも「野生動物救護」の話や「自然観察」、「英語であそぼう」など、多彩なプログラムが提供されている。さらに、バウンドテニスや合気道体験、大



道芸等、学校や個人では味わえない様々な体験学習の試みがなされている。

こうした様々なプログラムの実施には、たくさんの人々の支えがあり、子どもたちも「ありがとうの会」を開催し、お世話になった人々への感謝の気持ちを伝えるなど、交流の場の確保がしっかりとされている。

教室に参加した児童に対するアンケートによると、98%の子どもが「放課後子ども教室は楽しい」と答えている。いろいろな体験ができること、地域の人や異学年の友だちと交流できることなどを理由に挙げており、保護者からも高い評価が得られている。子ども教室に参加してみて、「家での会話が増えた」「友だちが増えた」「外遊びの時間が多くなった」など、放課後の過ごし方にも変化が見られる。

今後の課題には、低学年では100%を誇る登録率が、高学年になると減少する現状が挙げられる。下校時刻が遅いことなどの理由が考えられるが、高学年の参加をいかに促すか、検討する必要がある。

また、この事業をさらに発展させ、子どもたちにとって放課後の安全・安心な居場所としての役割を高めるためには、放課後子ども教室の開設時間の延長、児童館や放課後児童クラブとの併設等が検討される必要がある。

## （２）鎌倉てらこや ～大学生が主体的に活動する子どもの居場所づくりの可能性～

社会教育分野ではしばしば「人」が最も重要であると言われている。このことは今期のテーマである体験活動を重視した子どもの居場所づくりについても同様であるが、他方で今回のアンケート調査では人材の確保や育成が最も大きな課題であることも明らかとなっている。地域に活動の拠点をつくる上では、地域に根ざした人材がより好ましく、退職した団塊の世代の活躍が期待されるころではあるが、現実的には厳しい。そうした中、NPO法人鎌倉てらこやは、多くの大学生を活動に参画させているユニークな事例である。大学生は4年という活動制限はあるものの、子どもと年齢が近い子どもが親しみやすく（居場所づくりに適したいわゆる「ナナメの関係」になりやすい）、また、時間的な融通もききやすい。さらに神奈川県で学ぶ大学生は全国第3位の20万人以上（2013（平成25）年の学校基本調査）であり、特に積極的な活用が見込めるわけである。ここでは大学生を核とした居場所づくりの一方策について提起したい。

鎌倉てらこやは陶芸や寺での合宿等のプログラム化された活動も行っているが、日常的に開設している居場所は「てらハウス」と呼ばれる広さ10畳程度の空間である。活動内容は自由であり、子どもはスポーツやお絵かきなど思い思いに取り組んでいる。一見、児童館や放課後子ども教室を想起させるようであるが、てらハウスのユニークなところは、子どもの「行ってみたい」「やってみたい」と



いう思いをくみ取り、子ども自身が企画・運営したイベントや活動が実際に多く実施されていることであり、自由活動も子どもが「計画的に」自由な活動をしていることにある。そして、そうしたすべての活動のサポートを大学生が担っている。チーフ等の常勤職員が企画したプログラムにおいて、大学生がスタッフとして活動する事業は多数見られるが、現場で日々関わる大学生自身が活動の主体者としてP D C A（企画・運営・振り返り）のすべてに参画することで、子どもとの何気ないやりとりやつぶやきをプログラム化できるわけである。

もちろん、社会経験不足から安全管理や責任等の心配も懸念されることではあるが、一つ一つの活動を大学生が協働して創り上げていくことで、大学生自身も成長しているようであり、社会教育実践者を育てているという意味でも意義が大きいと言えよう。そして何より、子どもが与えられたものでなく、自分の意思に基づき、主体的に活動することを通して、生きた学びとなる様々な体験を獲得していくことは、子どもの社会教育において最も重要と言えるだろう。

### （3）ドリームプレイウッズ ～自分の責任で自由に遊ぶ森の居場所～

ドリームプレイウッズは、綾瀬市内のとある森林の中に、まるで秘密基地のように設置されている。運営はドリームプレイウッズ管理運営委員会が行い、綾瀬市がバックアップしている。管理運営委員会のメンバー33名は全員ボランティアだ。4月から9月は日の出から18時まで、10月から3月は日の出から17時まで、年中無休で開放されている。一日あたり約50名、年間延べ約17,000名の来場者があるという。竹林を活かした「ターザンロープ」や「バンジーネット」など、スリルたっぷりの遊具が子どもたちを迎えている。



なぜ、地元住民ボランティアの手作りで、年中無休の「夢のような森」が設置できたのか。そこには、メンバーの確固たる基本理念と行動力があつた。管理委員会の理念は次のように記されている。

『子どもは自然の中で自由に豊かな遊びや体験をすることで、生きることに必要な主体性、自己防衛本能、身体能力、感じる心、道徳観、社会性を身に付けていく。子ども自ら遊びの心を育むため、大人は子どもの自由な遊びに対する認識を持ち、大人も子どもも、一緒に遊びを体験する。そんな子どもの遊びの森を創造しよう』

この理念に真に忠実に遊びの森を運営しているのが、ドリームプレイウッズの特徴だ。「自然の中で自由に遊ぶのは良いけれど、怪我をしたらどうするのか。誰が責任をとるのか」。そんな質問に対しては、「怪我をするのも必要な体験。自分の責任で自由に遊ぶのが原則」だと答える。実際、これまでに骨折程度の怪我は何度かあつたという。それでも、大きな問題にはならず、骨折した子どもは

その後も「遊びの森」に足しげく通って来ているという。安全であることを前提とした上で、多少のリスクをとってでも、子どもたちが逞しく育つ場所を、有志の大人がボランティアで作っている姿に強い信念を感じる。

子どもたちを温かく迎えるのは「森」だけではない。地域の「おっちゃん、おばちゃん」が見守り役として「遊びの森」を支えている。集団行動が苦手な子どもでも、問題行動を起こす子どもでも、どんな状況でも子どもたちを受け止めてきた歴史がある。これは、問題行動を放置することで暗に肯定したり、子どもの言いなりになることではない。叱ったり褒めたり、関与したり、見守ったり、「遊びの森」の日常の営みの中で生じる関わりの中で、人としての機微を捉えている。一般的なルールに置き換えるのが難しい職人的な関わり合いがここにはある。

本実践のように、多少のリスクをとってでも、子どもたちの日常の居場所をつくる大人の存在は貴重である。こうした大人による職人的な関わりや、森林の物理的な整備は、一般の人や公的機関、民間企業には簡単に追随できないであろう。だが、確固たる基本理念と行動力を兼ね備えた心意気のある「おっちゃん、おばちゃん」は多数存在し、その実践に、物資的、資金的な協力を惜しまない関係者がいることも確かである。本実践がモデルとなり、次なる担い手が現れた時、子どもたちが自然の中で逞しく育つ環境の整備が促進されることが大いに期待される。

#### （４）ソニー・サイエンスプログラム ～企業の持つプログラムとコンテンツ～

地域の子どもたちへの民間企業の活動の連携事例として、ソニー・サイエンスプログラムを調査した。このプログラムはソニー株式会社の社会貢献活動及びソニー教育財団が子どもたちの科学教育を支援することを目的に行っている事業の一つであり、全国的に行われているものである。今回調査したのは厚木市立相川小学校放課後子ども教室で2013（平成25）年11月18日に行われた“おもしろ科学教室”とのコラボレーションである。

##### ①今回の活動内容 “スピーカーを作ってみよう”

4年生から6年生までの各学年から自由参加で集まった32名の小学生が、ソニー技術者の指導のもと紙コップと永久磁石、銅線コイルで簡易スピーカーを組み立て、それをウォークマン®につないで実際に音が出ることを体験した。その上で電気信号がどうして音になるのかというスピーカーの基本原理の説明を受け、多くの子どもがこんな身の回りの簡単なもので音が出るということに驚き、こういった技術を身近に感じたようである。



## ②事業の独自性 “イベント体験での驚きによる視野拡大”

科学技術に対する興味は、実際の体験での驚きと、それに対する何故という気持ちにわかりやすく答えることで生まれることが多い。その意味で、このようなイベント的な体験による驚きと講師からのわかりやすい体系的な知識のイメージにふれることは、授業とは別の方面から子どもたちの視野と可能性を拓けるものである。

## ③組織 自治体（厚木市）－民間企業 の連携での活動

“おもしろ科学教室”は厚木市立相川小学校放課後子ども教室の一講座であり、今回はソニーが、同放課後子ども教室が開催するこの事業へ参画する形で行われた。当日は厚木市の担当職員の方も来られており、自治体と民間企業が連携した実例である。

## ④実行担当としての企業の参画

今回の活動ではソニーは実行担当の形をとっている。企画、準備、子どもたちの実験機材購入、講師選出はソニー厚木テクノロジーセンターの総務部署が行い、企画や実際の授業講師はソニーのエンジニア（OB含む）が担当している。指導補助員として他に4名が同行しており、子どもたち全員に対して組み立てや実験のサポートをする体制で行われた。

## ⑤放課後の子どもの居場所に対する意味 “自治体（厚木市）の放課後施策への貢献”

今回の活動はイベント的なものであり恒常的なものではない。しかし、子どもたちが授業ではなくイベントであるがゆえの驚きを経験する貴重な場となっている。企業が参画することで、自治体（厚木市）の放課後施策に深みと広がりを与えているという実例と捉えることができる。



## 第4章 放課後の子どもの居場所づくりに向けた課題と今後の可能性

### 1 放課後の居場所の今：全国的な動向から見た神奈川の特徴

アンケート調査（第2章）、事例調査（第3章）で明らかになったとおり、神奈川の放課後の居場所づくりは多様な実施主体による実践が展開されている。しかし、児童の多くは自宅等で少人数で遊び、約半数が塾や習い事に通っている。社会教育施設等の施設の利用や、子ども会等の地域活動への参加、保護者の関わりが十分でない地域は少なくない。

神奈川の子どもの放課後の体験活動と居場所を充実させるために、また、「大人の居場所」として子育てに関わる地域のコミュニティを醸成させるために、どのような「場」と「人」が求められるのであろうか。本章では、全国的な動向から見た神奈川の居場所づくりの特徴と、これからの「仕組み」づくりに向けて示唆される事項を、実施主体別に整理する。

#### (1) 社会教育施設や児童館、青少年教育施設等の取組

公民館をはじめ、コミュニティセンター、地区センター等のコミュニティづくりを中心機能とする施設では、「居場所づくり」と称さなくとも、放課後、ロビーに子どもたちがやってきて、宿題をしたり、友だちとゲームをしたり、大人の利用者と囲碁や将棋をしたりする、自律的な居場所が展開しているところが多い。たとえば、東京都西東京市の芝久保公民館や東伏見コミュニティセンターでは、放課後に小学生から中高生までやってきて、思い思いの過ごし方をしている。こうした居場所が生まれるのは、施設職員や大人による、子どもへのさりげない声かけや歓待の雰囲気づくりが大きい。しかし、「事業」として位置づけられていないために、「居場所づくり」としてあまり認知されていない。他方、本県藤沢市鵜沼公民館や東京都の東大和市中央公民館や稲城市城山文化センターのように利用団体の大人が館と協力し、学習サポートや体験交流活動を積極的に行う居場所づくりのケースも登場しており、注目される。

図書館は、今回の調査で子どもによる認知度が最も高い社会教育施設であった。しかし、子どもの居場所づくりを目的とした事業は見受けられず、彼らに最も身近な社会教育施設として今後の取組が期待される。可能性として、小学校高学年を視野に入れたヤングアダルトサービスの拡充が挙げられる。たとえば、本県伊勢原市立図書館では専用のヤングアダルトコーナーを設けている。このサービスは、大人になる手前の年齢層の関心に寄り添った本を収集貸与することが主である。専用スペースの確保に加え、映画上映会や茶話会の開催、自由帳や意見交換できる掲示板の設置など、ティーンズ同士の交流を促す事業を行っている館もある。そうしたノウハウを小学生に拡充することも考えられる。

博物館は、美術、科学、自然（動植物）、歴史、国際、郷土、民俗等の多岐にわたる専門分野をもち、その学習資源を活用した様々な事業を展開している。

とりわけ子ども向けでは、本県平塚市博物館が様々な体験学習の事業を展開しており、「放課後博物館」として、日常的に足を運べて参加できる取組が注目される。また、東京都の世田谷美術館が体験型ワークショップを展開し、芸術の世界と利用者同士の交流を図るプログラムを安価な参加費で提供している。居場所づくりという視点での取組はこれからであるが、豊富な学習資源と空間的な資源を併せもっている意味で、豊かな可能性を秘めている。

児童館では、主に小学生を対象としながら、乳幼児とその保護者や、中高生にも開かれた放課後の居場所として期待されており、その対象年齢や事業の幅が広がっている。中でも東京都杉並区の大塚児童館「ゆう杉並」や東京都町田市の児童館「ばあん」等は、施設運営や事業計画について子どもの参画の仕組みがあり、利用者のニーズを子どもたち自身で受け止め、利用方法の改善や新しい活動の展開等に反映させている。第3章で紹介した本県厚木市立七沢児童館も「子ども運営委員会」を設置して、子どもの目線からの事業運営を行っている。このように大人と子どもがともに場をつくることで、「自分たちの居場所」という施設への愛着と責任感を醸成している。

青少年教育施設では、旧来のサークル団体利用、プログラム型の事業から、「居場所型施設」と言えるような、利用の自由度が高く、個人でも気軽に利用可能な施設運営をする新しいタイプが登場している。中でも、本県横浜市の青少年交流センターや京都市の青少年活動センターのように、従来あった勤労青少年ホームを、コンセプト、機能、職員体制から見直し、多くの青少年の居場所となっている事例がある。また、東京都武蔵野市の武蔵野プレイスのように生涯学習センター機能、図書館機能、市民活動支援機能に青少年活動拠点機能を加えたものや、兵庫県神戸市のように「青少年の居場所」をコンセプトとした新たな施設を建設する事例も出ている。これら青少年教育施設では、前述した公民館ロビー等で見られる自律的な居場所の発生が促されるよう、職員による見守りやさりげない声かけを「ロビーワーク」として業務化している。また、子ども同士の交流を促すためのボードゲームの貸し出し、軽スポーツや音楽演奏や演劇等が可能な活動空間の提供等を行っているのが特徴である。

## (2) 民間団体・組織による取組

次に民間団体・組織による放課後の子どもの居場所づくりについて、主な特徴を概観する。

行政と地域の協働による放課後子ども教室は、全国各地の放課後の学校空間を活用した居場所づくりとして展開されている。そこには地域の多様なボランティアやボーイスカウト等の青少年団体やNPO、大学、企業からのプログラム提供も見られ、子どもたちが思い思いに自由に過ごすノンプログラム型の活動と合わせ、工作教室や昔遊び、伝統芸能の体験教室、理科実験教室といった多彩な体験学習プログラムが用意された「教室型」の活動を展開している。

P T Aでは、保護者が教師とともに子どもの育ちを支援する活動を多彩に展開している。中でも保護者のネットワークを生かした職業体験活動のコーディネ

ネットや、自然体験活動が注目される。また、そうした活動をバックアップする仕組みとして、東京都港区の小学校PTA連合会では各校PTAの活動情報をデータベース化し、情報を共有することで外部講師の情報を交換する等の試みもなされている。

NPOでは、日本冒険遊び場づくり協会の「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにした冒険遊び場のような、活動の自由度の高い場づくりから、伝統文化体験（お琴・生け花・茶道・昔遊びなど）や科学実験の体験プログラムの提供、演劇、音楽活動の場をつくる活動など、各団体のミッションに応じた多彩な活動が見られる。特に、子どもの活動の自由度の高さで言えば、第3章で紹介した本県綾瀬市内のドリームプレイウッズは注目される。

子ども会では、地域住民のボランティアを中心としながら、各地域の節句行事、季節行事への子ども参加や中高生年代を対象としたジュニアリーダー育成といった伝統的な青少年育成を行っているところが多い。近年では「居場所型育成活動」とも言える、子ども自身の参画による居場所づくりも行われている。中でも岩手県奥州市のホワイトキャンパスをはじめとする公共施設を活用しての小中高生の居場所づくりは注目される。

企業では、社会貢献活動の一環として、自ら保有する社会資源を活用した体験プログラムを展開している。第3章で紹介したソニー・サイエンスプログラムでは、多彩な体験型プログラムを用意し、小中学校や科学館等に出張授業を行っている。また、東京都渋谷区にあるIT企業、株式会社ダイナックスの事例では、大人と子どもがボランティアでつくる居場所（渋谷ファンイン）に協力して、週末に会議室を開放し、子どもたちにアニメーション作成プログラム等を提供している。

### （3）市町村及び県行政の取組

（1）と（2）で概観したとおり、本県の居場所づくりに向けた取組は、各施設が専門性を生かした体験活動や居場所を創出していること、児童の自由度が高いプログラムが重視されていること、地域住民や多様な事業主体が関わっていることなど、全国的に見ても高水準にあると言える。しかし、施設や事業の利用実態は十分とは言えず、優れた実践が一過性の事業であったり、他の施設や団体等との横のつながりに欠けたまま点在する傾向が否めない。

放課後の児童が可能な限り「いつもの」場所と人々の中でくつろぎ、子どもにとっての学習活動と言える体験活動や「遊び」を楽しめるよう、まずは放課後の「場」と「人」を確保し、それらの拠点を継続的な「線」としていく、さらには地域のコミュニティに位置づく「面」とする仕組みづくりが、行政に求められる。放課後の居場所について地域住民や保護者、児童自身にも効果的に周知するとともに、県内の施設や団体、民間組織等の情報を集約し、市町村や県が柔軟なコーディネートを確実に行うことは、地道ではあるが、先進的な仕組みづくりの実践となり得ると考えられる。



## 2 体験活動を重視した居場所づくりのための課題と留意点

神奈川では多様な実施主体によって多彩な活動や実施スタイルが展開されている。それらを生かして質の高い居場所づくりを促す上で、留意すべき本質的な課題を9点にわたって述べる。

### (1) 誰にとっての居場所か：子どもと大人が求める「居場所」のずれと葛藤

一つは、大人が望む子どもの居場所の在り方と、子どもが望む居場所の在り方との根本的なずれと葛藤である。これは「誰にとっての居場所なのか」という居場所づくりの本質に関わる課題である。「子どもの居場所づくり」は秩序を維持形成する大人社会から見た居場所づくりと、子どもの存在欲求に寄り添った居場所づくりの二つのベクトルが同居している。前者は大人社会の秩序や規範から逸脱しない、大人から見た安全・安心の場を求めた実践になる。それに対して、後者は子どものもつ生命の躍動や、場を根源的に活性化させる意味でのカオス性を含むため、時として大人社会の規範や既成秩序からはみ出し、揺さぶる要素を含んだ居場所となる。その意味で、放課後の子どもの居場所づくりの実践は、常に両者の対立と葛藤と調整の中で、大人社会がもつ規範性と子どものもつカオス性が折り合っていく性質を不可避にもっている。

そのため、今回のアンケートで放課後子ども教室の参加率が高学年になるにつれて大幅に減少する傾向が見られたのは、年齢が上がるにつれ、より自律的な活動を求める子どもの欲求と、秩序規範維持を求める大人の要求との間で、子どもたち自身が魅力を感じられずに離れていると見ることもできる。このように見た時、活動の本質を問わないまま高学年の参加率の向上をめざしても、子どもをかえって生きづらい空間に押し込めることになりかねないことに留意する必要がある。

### (2) 仕組まれた体験と偶発的な体験、そして大人に求められる寛容さ

二つ目に挙げられるのが、体験活動における「体験」の、二つの異なる意味についてである。様々な体験活動には「仕組まれた体験」と「偶発的な体験」と言えるような、大きく二つの異なる体験が混在している。ここでの「仕組まれた体験」とは、大人の側が体験内容を事前に価値づけて設定し、体験のプロセスをあらかじめ水路づけた活動を指す。それは体験を通した何かしらの能力や認識の獲得がめざされるため、体験のもつ有用性（役に立つかどうか・できるかどうか）に力点が置かれる。他方「偶発的な体験」とは、子どもの自律的な探索過程で、偶発的に未知なる世界と出会い、これまでの自己が揺さぶられ、新たな意味を発見したり、今ここに生きていることの充足感を得たりする体験である。これは有用性の領域とは異なる、存在領域の体験である。

前者の仕組まれた体験が学校内外や放課後での活動のあらゆるシーンに行きわたることは、あたかも日陰のない真夏の太陽の下で、子どもが大人の視線から逃げ場なく照らし出されていく状況に似ている。子どもの居場所には大人社会の有用性と規範の世界から少しはずれて、羽を休める日陰のような場も欠い

てはならない。積極的に言い換えると、子ども自身の自律的な探索や遊びの中で、今ここに生きている生命としての自己が充足していける時空間をいかに保障するかが課題となる。

以上二つの根本的な課題を確認する時、体験活動支援には子どもや彼らと直接関わっている大人（実践者・支援者）、そして活動それ自体への社会の寛容さが必要不可欠であることが見えてくる。子どもの生命の躍動や存在感覚の充足といった側面は、人として生きる上で欠かせない要素でありながら、既存の秩序や規範を揺さぶる側面ももち合わせる。それゆえに、大人や社会がどこまで子どもの存在欲求の世界と折り合う寛容さをもてるかが、子どもの居場所づくりに向けた体験活動を支える要となる。

### （3）体験活動のプログラムと、ノンプログラム型の居場所づくりの充実

（2）を踏まえると、体験活動のプログラムづくりと、子どもの自主性、創造性を尊重したノンプログラム型の居場所づくりの、一見すると方向が相反する二つの観点を累乗させることが、豊かな放課後の創出につながる。

体験事業の多くは子どもが未経験の、又は知らない、関心がない活動を扱う。様々な活動や生活スキルを体得してほしいと願う観点から、関心を高める導入を含めた適切なプログラムが必要である。特に、高次の野外活動や芸術活動等は、系統的な指導計画が不可欠である。一方、ノンプログラム型とは、決して放任や無関心の謂いではない。逆説的ではあるが、子どもの偶発的な体験や自己の認識を促すための、組織的なプログラムであると言える。

綿密に計画された体験活動のプログラムの中に子どもの自由な発想や行動が活かされるよう、あるいはノンプログラム型の居場所で物的・人的環境の構成を工夫して体験活動が誘発されるよう、活動内容・主体の特性に合わせたプログラム、あるいはノンプログラム型事業が肝要である。

行政が主導する施策の場合、後者、つまりノンプログラム型は、事業としての理解が得られにくい。また、子どもの自由な遊びの多くは大人の教育観では有用性に欠けるため、大人の「寛容さ」も問われる。言わば「まったりした」時空間を尊重しつつ、時に体験活動のプログラムや新たな参加者、遊具が加わり当初の活動内容が変化したりする、可変する居場所づくりこそ、子どもの「今」を心身両面から支える施策となり得ることが理解される必要がある。

### （4）安全・安心と子どもの自由な遊び

体験活動は安全が前提であるが、失敗やスリルをとまなうこともある自由な遊びは、体験活動の本質として捉えられる必要がある。大人や行政は安全・安心な放課後の環境を用意する責任があるが、生命に関わる危険（ハザード）は可能な限り取り除いた上で、わくわくするスリルや成長には欠かせない試練やリスクを確保し、子どもの自主性、創造性に任せた遊びや居場所を保障する必要がある。1989（平成元）年に国際連合が採択した（日本は1994（平成6）年

批准)「子どもの権利条約」の第31条の「遊ぶ権利」に対し、2013(平成25)年に国際連合の委員会が公的見解(ジェネラル・コメント)を出している。ここでは、遊びの内容は大人でなく、子どもが決めるべきとされた。子どもは自ら責任をもって自由に遊ぶ権利をもっているのである。そして自由な遊びには、大人の度量とともに、子どもの一定の知識・技術、そして責任が必要である。

たとえば、県内で30もの民間団体が運営する「冒険遊び場(プレイパーク)」は、「自分の責任で自由に遊ぶ」を原則に掲げ、子どもの自由な遊びを保障している。今回の実践事例となったドリームプレイウッズ(綾瀬市)は、「怪我と弁当は自分持ち」をモットーに、ボランティアが制作したハンモック等の遊具で子どもが大胆に遊んでいる。

近年は東日本大震災や大型台風等の災害が重なったが、時に自然は猛威をふるうことも学び、自分や地域、自然環境をいかに守るかを仲間や大人とともに考え、地域で生きる主体として自己肯定感を高め、成長できる場としても、放課後の活動は重要である。

#### (5) 障害のある子ども、外国につながるのある子どもの居場所づくり

障害のある子どもや病児、また外国につながるのある子どもなどに対して、体験活動を重視した放課後の居場所を提供する観点重要である。

障害のある子どもや病児では、放課後の活動内容や物理的な空間に制限があることが少なくない。比較的障害や病状が軽い児童であっても、小学校高学年になると仲間の活動や遊びに入れず孤立したり、疎外感を高めたりする恐れがある。家族の補助は、時間や活動内容の面で限界がある。豊かな体験活動と愛着もてる居場所を保障するために、放課後対策事業として障害のある子どもの受け入れを推進する認識と、特別支援教育や医療・福祉施設等と連携した具体的な施策が必要である。

外国につながるのある児童の場合、日本語が堪能であっても、アイデンティティを確立させる重要な成長期に学校や家庭で問題を抱えることが少なくない。放課後の居場所や体験活動は、参加児童の文化的背景やアイデンティティを互いに理解し、尊重する態度を育てる場に、また、精神的な拠り所にもなり得る。今回の事例で取り上げた「ふれあい館」(川崎市)では、在日外国人のルーツである民族文化のクラブの活動を通し、多文化共生や仲間づくりを目的とした居場所づくりが行われている。目的が特化された高次の活動は、高学年児童が意欲的に参加し、中高生、成人になっても関わる活動としても注目される。

また、ふれあい館では2012(平成24)年度に創設された放課後等デイサービス制度を活用した障害児の放課後事業をはじめ、日本語能力が乏しい子どもや生活保護世帯の児童生徒への学習支援も拡充されている。今後は、一層複合的な状況への対応や子どもが選択できる豊富なプログラム、きょうだい児(障害のある子どもや病児等の兄弟姉妹のいる子ども)等の家族への取組が進められる必要がある。

## (6) 子どもの社会教育としての放課後の学習支援

子どもの社会教育の分野では、学校教育との違いを考慮し、学校教育で主となる座学による国語や算数等のカリキュラム化された学習を展開することには抵抗があるという現場は多い。社会教育が学校教育の補完的立場ではなく、学校教育で展開が困難な体験活動を重視することで、子どもの教育における「車の両輪」的な位置づけをもつからである。

一方で、家庭の経済的理由により十分な学習支援が受けられなかったり、保護者が外国籍等の理由で家庭において言語力が十分に発達する機会が乏しいなど、子どもの学力格差は近年ますます深刻化しており、学校教育外での公的な学習支援の充実も求められているのが現状である。(特に、本県においては後者に関して、外国につながる家庭の割合が高いことが明らかとなっており、そうした家庭の子どもたちへのサポート体制は喫緊の課題である。)

そうした意味においては、放課後子ども教室を中心として、公民館や児童館、子ども会など、従来の子どもの居場所空間においても、読み・書き・計算を中心とした学習支援の展開・充実が必要となってくる。また、調査では低学年の子どもは放課後に勉強をすることが多いという現状や、自分からやりたいと考えている割合も同様に高いことが明らかとなっており、子どものニーズに合った形での学習の場の提供も重要であろう。

放課後子ども教室の先行事例として取り上げられることの多い東京品川区の「すまいるスクール」や江戸川区の「すくすくスクール」では、10年以上前から地域住民や大学生、退職教員が放課後の子どもたちの学習支援活動に取り組んでいる。品川区では空間も教室さながらであり、一斉指導に近い形態で算数の学習が展開されることもあるようである。他方、江戸川区では地域住民が子どものニーズに合わせ、個別で指導したり、国語や算数といった教科教育以外の発展的内容に取り組んだりもしているようである。また、県内でも横浜市の青少年交流センターや川崎市ふれあい館では、生活保護世帯の子どもや日本語学習が必要な子どもの学習支援を放課後事業として行っている。

一部の学校教員からは「学校での指導法と異なるやり方はふさわしくない」等とといった声もあるようだが、脱ゆとり教育路線へと大きく舵が切られた今日、限られた授業時数の中での学習内容の増加は学校教育現場にとってもいわゆる「落ちこぼれ」の子どもたちの増加につながるかという大きな懸念事項でもあり、学校教育とタイアップした形態での実施など、今後は学校との連携も重要となってくるのではないだろうか。

## (7) ICTを積極的に使って、子どもと情報をダイレクトにつなぐ

子どもを狙った犯罪の予防や、夜間の習い事のお迎え等のために、子どもに携帯電話やスマートフォンといった情報通信機器を与えている家庭が増えている。中学生ともなると、そもそも部活動やクラスの連絡はSNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)を利用して行われているケースも多く、様々な調

査においても中学生の保有率は100%に近いことが明らかとなっている。

今回の調査でも、高学年で3人に1人の割合で、さらに6年生に限れば半数程度の子どもが、「インターネットやメールを見る」ことが「よくある」と回答していることが明らかとなった。本県においても情報化社会、ネット社会の低年齢化が進んでいることを如実に表した結果と言えるだろう。ネット犯罪の防止の観点から、学校教育でもネチケットやリテラシー教育に力が入れているが、その対象学年も年々低学年化している。現在は低学年時からインターネットを利用している学校も少なくなく、子どもたちの多くは小学校の早い段階から家庭で、学校でインターネットを媒介にして情報にふれているのである。

このことを踏まえると、これからの子どもたちは自分たち自身がインターネットを使って、自分の興味・関心のある体験活動の情報にアクセスしたり、検索したりするなど、ダイレクトに子どもと情報がつながることが予測できる。すなわち、従来のように学校でチラシを配布したり、公民館にパンフレットを置いたりするだけではなく、たとえばインターネット上に各地域の体験活動の掲示板を作成するなど、子どもが自分の携帯電話やスマートフォンを活用して情報を直接得る仕組みをつくることで、子どもがより主体的に体験活動の情報にアクセスでき、関わりをもつことができるようになる。これからの社会教育においては、そうしたツールを積極的に活用する視点が求められていることを調査結果は示唆しているのではないだろうか。

本県には実はすでに多様な体験活動を紹介するホームページも開設されている。しかしながら、十分にそうした情報が子どもや学校、家庭に対して周知されているとは言えない現状がある。今後は一層の普及と広報活動により力を入れるとともに、県内においても同様の取組がなされることで、子どもがより自主的に自分が体験したい活動を選択するという姿が期待できるのかもしれない。また、インターネットの使用は、居住地等にも影響されずに多様な情報を提供できる可能性があるため、遠隔地に住んでいる子どもや障害のある子ども、日本語能力が十分でない子どもに対しても有用であると考えられる。そのため、様々な背景や障害のある子どもたちの利用を視野に入れた情報提供の方法にも配慮する必要がある。

## (8) 子どもの居場所に中高生、大学生が関わることの意義

中高生・大学生は自らも成長主体であると同時に、子どもたちにとっては良き「お兄さん・お姉さん」的な存在である。子どもたちとともに遊び、勉強を教える中で、子どもたちにとって親しみやすい「安心できる他者」として、またあこがれを抱く「ロールモデル」としての存在になる。

中高生にとっては学齢期から社会参画を果たす良い機会であり、教職をめざす大学生にとっては子どもとの関わりを学ぶトレーニングの機会となる。学生時代に、社会教育や生涯学習の現場体験を積むことによって、将来学校教育を担う立場になった時、学校と社会を結ぶ担い手となることも大いに期待される。

神奈川県は大学生の数が全国第3位を誇るが、その中には県外の出身者も多くいる。そのような学生にとって子どもの居場所づくりに携わることは、自らの居場所づくりにもつながり、子ども・中高生・大学生それぞれの世代に成長の機会を与える契機となり得る。

### (9) 保護者を活動に取り込み、コミュニティ再生の核とする

現在、子どもの放課後の居場所づくりの担い手としては、いわゆる団塊の世代と呼ばれる高齢者が期待されているが、今回の調査では、保護者をその担い手として捉えることも大切であるという結果が得られている。現状においては、残念ながら子どもの放課後の居場所づくりに「積極的に参加したい」と回答した保護者は3%にとどまっていたが、そうした保護者の多くは現在も様々な地域団体や組織で活動していることも同時にわかっており、保護者のもつ既存のネットワークを活用することが、今後、多様な人材を放課後の居場所づくりに取り込むことにつながり得ると考えられる。

また、子どもの居場所づくりに参加したいと考えている保護者ほど、地域の大人の参加を促進させて、地域で子どもを見守る環境づくりを推し進めたり、親子交流を図ったりすることについても前向きな考えをもっていることも明らかとなっている。こうした保護者や地域住民を活動の核とすることで、活動を通じた地域住民間のネットワーク形成を図り、地域で子どもを育てる環境づくりに活かすわけである。子ども会が全国的に衰退している現在、新たな子どもの活動の機会として放課後子ども教室や公民館等の活動に保護者の力を取り入れることは大きな効果が期待できる。

子どもの視点で捉えるとどうだろうか。今回の調査では、日頃から地域の大人と交流している子どもほど、地域の祭り等の行事や清掃等のボランティア活動にも参加する子どもが多く、反対に交流が少ない子どもは地域行事や活動にも参加することが少ない傾向にあることが明らかとなっている。つまり次世代の地域づくりの担い手たる子どもたちも、地域住民との交流の有無が地域への意識・関心の醸成につながっていると考えられる。さらに、従来のように講師やボランティアという関わりだけでなく、挨拶をする・話をする程度の関わりでも、子どもにとっては地域を意識する要因になることも今回の調査結果からは明らかとなっており、これらを踏まえると、より多様で、より多くの地域の大人と子どもとの出会いの場として、社会教育施設を位置づけることも重要であることがわかる。

### 3 社会教育施設等の「居場所」としての役割と可能性

県内の市町村において、社会教育施設や児童館等の地域の施設が子どもの居場所づくりに果たしてきた役割は大きい。今日的な課題を踏まえて、神奈川の施設の役割と、一層期待される取組を、施設ごとに示す。

#### (1) 公民館：様々な体験活動と仲間づくり

社会教育法において公民館は、「住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」として、すべての世代に向けての学習機会を企画・実施している。

神奈川県内の公民館は、類似施設を含めて、32市町村で295館が設置されている（2013（平成25）年度県教育委員会調査）。自治体によって小学校区に1館、中学校区に1館、20万人に1館の公民館の設置であったり、その数も1館から32館と、設置状況も大きく異なる現状である。

そのような状況の中で、青少年世代、特に小学生に向けての事業も多くの公民館で実施しているが、平日の放課後の子どもに対しての事業数は少ない。いったん家に帰り公民館に来て事業に参加となると時間的にも短いという理由から、土曜日、日曜日や夏休み期間に事業を行っている公民館が多い。

事業期間も年間を通しての開催や半年以上の継続学習を多くの自治体で行っている。また、夏休み期間に集中して複数回実施している公民館もあり、夏休み・秋休み・冬休み期間はイベントや行事、子どもまつり等多様な子ども向けの事業が実施されている。

事業内容では、火起こしや野外炊飯、キャンプファイヤー、木工体験、自然観察、科学実験、野菜づくりと収穫体験、お菓子・料理教室、星空観察、ダンス、楽器作り・演奏、陶芸教室、日本の伝統文化を学ぶ等々……。様々な体験活動を通して学校・学年を超えたふれあい、仲間づくりや子どもたちの創造力・探究心を育む事業を展開している。さらに、子どもたちの企画・運営による子どもまつりも多く見られる。このように、公民館では子どもの体験活動を重視し、仲間づくり、居場所となり得る施設である。また、様々な世代の住民が公民館で学習活動を行っており、世代間交流もできる施設である。すでに世代間交流の事業を展開している公民館も多くある。また、参加した事業を終了した子どもは、次年度の企画に携わり自身の体験・学習を活かす場として公民館で活動しており、循環型の学習機会をつくっている。

これからの公民館の役割について、第一に、小学校に隣接されている地域もあり、平日の放課後、学校帰りに公民館での活動が可能となるよう学校教

育と話し合い、連携を取りながら活動ができる環境を作っていくこと。第二に、多くの子どもたちに様々な体験活動、仲間づくりの機会を定期的に提供し、参加できるよう広報の充実を図ること。第三に公民館で世代間交流事業を実施すること。第四に、子ども事業の企画に子どもたちが自主的に参加できる機会をつくること。最後に地域の企業・商店街・大学等とのネットワーク化を図り、大人も子どもも含めて学習した成果を活かす場を公民館に作っていくことが重要となる。

## (2) 図書館：子どもの居場所としての可能性

公共図書館の子どもの居場所としての機能について、「場」と「機能」、「結び目」の三つの視点から可能性を提言したい。

### ①「場」としての図書館

「場」としての図書館には、「託児機能」「サロン機能」「教育機能」が期待される。「託児機能」とは楽しみ、あるいは自己学習に来ている子どもたちを静的・動的に見守る機能であり、「サロン機能」とは、子どもたち同士、又は高齢者等と子どもたちとの交流があるような「場」をつくることを指す。また、「教育機能」とは自己学習の支援や、調べる学習等のプッシュ型サービス等の取組を指す。

現状でこれらを満たすサービスとしては、「託児機能」では、たとえば夕方のおはなし会や催し物等が考えられ、「サロン機能」では、話や交流ができるコーナーや部屋を設置することが考えられる。また、「教育機能」ではボランティアとの協働による宿題応援、調べる学習の定期化等も実施可能なサービスである。しかしながら、全国的に見ても子どもの放課後の居場所としてこのような取組を行っている図書館はほとんど報告されておらず、神奈川県において実現すれば先進例となるであろう。

これらの機能をもつ「場」としての利用を実現させるため、下校時の立ち寄り禁止の緩和が求められる。季節によっては、一度家に帰ってからだと時間が遅くなるため、図書館に直接立ち寄れる仕組みづくりが重要である。

### ②「機能」としての図書館

博物館や美術館、図書館等の施設がもつ特徴は、資料やコンテンツ、あるいはそれを基にした情報をもっているという点である。これらをそれぞれの場所ではなく、外にもち出して機能として発揮させることができる。図書館について見るならば、公民館や児童館、あるいは放課後子ども教室等に出向き、おはなし会、調べ学習教室等を開くことが可能である。また、学校図書館が放課後開館できれば、学校図書館と公共図書館との連携によるサービスも可能になる。神奈川県内でも近年横浜市や大和市、座間市等で学校図書館への学校司書の配置が進んでいる。学校司書とともに取り組むことで管理の問題も解消できると思われる。



また、現状でよく利用されている団体貸出等も利用すれば、通常本がない環境にも本を置くことができ、図書館機能の一部を様々な場所にもち出すことが可能である。一方、移動図書館はすでに多くの自治体で学校への巡回を行っている。神奈川の例ではないが福島で移動図書館を運行している「ふくしまを走る移動図書館プロジェクト [南相馬へ!]」や、岩手で被災地に移動図書館を走らせる「公益社団法人シャンティ国際ボランティア会」等の活動は、移動図書館車が子どもたちの集いの場所としての機能を果たしていることを如実に表している。

### ③「結び目」としての図書館

図書館は「場」と「機能」を提供できるだけでなく、市民団体、商店等との結びつきが可能である。これを具体化したのが長野県小布施町の「まちじゅう図書館」であり、町のいたるところが図書館であり、居場所になるという発想である。

また、児童福祉施設等と結びつくことにより、施設でのおはなし会等も可能である。座間市の図書館は、定期的に市内の児童養護施設でおはなし会を行っているが、これを放課後に行うことにより、住み慣れた施設をより魅力的な放課後の居場所とすることができるのではないだろうか。

## (3) 博物館：専門性を活かした「放課後博物館」をめざして

博物館は、実物資料や動植物を通して自然や歴史、芸術文化等を専門的に、そして体験的に学ぶことができる社会教育施設である。県内には100を超える公・私立館園があり、専門分野を活かした教育普及活動を展開している。平塚市博物館の館長を務めた故・浜口哲一氏は、地域に根づいた資料や課題を扱う、親しみやすい「放課後博物館」と、非日常的な体験ができる「遠足博物館」の、対となる概念を示した。この二つの立場を手がかりに、体験活動を重視した放課後の居場所として博物館の活用を図る方策を提起したい。

### ①「放課後博物館」としての機能

博物館の専門性を放課後子ども教室等の事業で活かすことが期待される。今回のアンケート調査では、実験・工作や、絵やイラストの創作を放課後にやってみたいと答えた子どもが半数程度いた。放課後に「芸術的活動に触れる機会が少ない」と考える保護者も9割近くであった。しかし、博物館を定期的に訪れる子どもの割合は他の施設と比べてきわめて低く、放課後子ども教室等との連携は見受けられない。博物館には、一般的な教育プログラムの他、放課後の児童が訪問しやすい制度の設計が求められる。横浜市歴史博物館の体験学習室を「子どもの居場所」として開放する事業等が注目されるが、安全、無料を前提として、放課後に子どもが気軽に直接来館できる制度づくりを模索する必要がある。

## ②「遠足博物館」としての機能

大型館や、高度な専門性を重視する博物館では、貴重な資料や先進的なプログラムを通して、非日常的な体験を提供することが期待される。県内の博物館には国際的に誇れる資料と人材が集められている。時間のある週末を中心に、子どもの知的刺激や芸術的な表現を促す事業や企画展が求められる。横浜美術館の「子どものアトリエ」は、特別支援学校と連携して障害のある子どもの体験プログラムをもつが、多様な特性、背景をもつ子どもの参加を促す事業の充足も急務である。

## ③「放課後博物館」の機能の強化

「放課後博物館」としての機能を重視する博物館では、第10期の本審議会報告で提唱された博物館の〈知の循環・創造〉の過程に、子ども自身が参画する仕組みをつくることが期待される。相模原市博物館等では標本採集や星空観望会等の体験的な講座が展開され、平塚市博物館では自然観察の講座が年間を通して続けられている。参加者の活動の成果が常設展示等で還元されることは、子どもがプログラムの「受け手」ではなく、活動の「担い手」として認められ、自己肯定感を高められる機会ともなり得る。

## (4) 児童館：体験学習で学ぶ思いやり、自立の心

かつての日本は、日が暮れるまで、広場で遊ぶ子どもたちの元気な声が聞こえていたが、高度成長の波に乗り、高層ビルが建ち並び、遊ぶ場は減少した。また、共働きの家庭の増加や少子化により、放課後における子どもの遊び場の確保が必要となった。

そうした背景を受け、全国各地に児童館が設立された。神奈川県でも2012（平成24）年4月1日現在、類似施設を含めて395の児童館が設置されており、放課後の遊び場として大きな役割を果たしている。また、一方では2006（平成18）年から2011（平成23）年の6年間に、全国で400館減少している。減少の要因としては、少子化による利用者の減少、建物の老朽化に対する資金不足等が考えられる。

しかしながら、児童館は0才から18才までの子どもが、いつでも誰でもが自由に来館でき、また、乳幼児をもつ保護者にとっては、他者との関わりをもつことで、子育てでの情報交換の場としての役割も果たしている。

年間を通して地域の人々や学校、大学、企業と連携しながら、様々な事業が図られている。子どもたちにとって、家庭や個人では体験できない貴重な場となっている。そうした活動を通して子どもたちは自己の成長のみならず、他者を思いやる心、感謝する心等が芽生えてくる。このことは、大人へと成長するための人間形成にとって大事な体験である。今後、児童館は放課後の子どもの居場所としての役割を持続させるために様々な取組が必要である。児童の発達を増進させる事業、安心して過ごすことができる生活支援の

場としての役割、問題発生に対応する指導員の役割（危険予知トレーニング、サーベイランスの導入）、地域の人々のもつ知や技の提供の確保等が考えられる。

これらのことを確立させるためには、多方面からの支援が大きな要となる。

さらに必要なことは大人たちが一方的に「やってあげる」という考えではなく、子どもたち自らが自身の考えを事業に反映させる場の提供が必要である。このことは、子どもたちが自ら育つ力と大人たちの子育てを支援する二つの力の確立へとつながる。

児童館に来館した子どもたちに、「いらっしやい」「待っていたよ」と声かけのできる温かい児童館をめざしたい。

### （５）青少年教育施設：居場所としての専門性を活かす

神奈川には70の青少年教育施設がある。全国の市立の施設は699あり、そのうち本県の施設は65に及ぶ（2011（平成23）年度社会教育調査）。町立も一つあり、地域に密着した子どもの居場所としての拡充が期待される。特に学齢児童のために期待される機能は、大きく5つ挙げることができる。

#### ①自然体験の教室としての機能

県内の大都市自治体はほぼすべて、豊かな自然環境の中でキャンプや野外活動が可能な宿泊体験施設を有している。子ども会等の青少年団体、学校の宿泊体験等での利用が中心となるが、家族や少人数のグループ、また学齢児童が個人単位で利用しやすい体験プログラムの提供は望ましい。障害のある子どもやその家族、自然体験に乏しい家庭等の利用を促進するため、日帰り事業の拡充も求められる。

#### ②高次のスポーツや文化・芸術等の体験の教室としての機能

高次のスポーツや文化・芸術の体験、また、理科実験や音楽等の講座は、高学年児童の期待にも応えられる事業として注目される。県立の青少年センターは科学活動を専門とする部署で、ロボットのプログラミング教室や科学館等を訪問する「科学探検隊」等を実施している。また演劇、舞踊の文化・芸術活動の部署は、各種団体と連携して館内のホール等で舞台上演やイベントを行っている。神奈川は障害者スポーツも盛んで、学齢児童の普及事業も少なくない。これらの活動の継続と組織化が求められる。

#### ③学齢児童の居場所としての機能

学齢児童が放課後に気軽に訪問できる場となるよう、放課後子ども教室の開設や、下校時に直接訪問できる制度等が有益である。青少年教育施設は開館時間が長く、厨房や学習室等の設備が充実しているため、夏休みや給食の

ない日の軽食の提供や、高校生以上の家族の迎えが可能な場合の午後5時以降の利用等の工夫が望ましい。

#### ④地域交流の場としての機能

たとえば横浜市の青少年交流センターは、中高生で構成される青少年委員会がゲーム大会等のイベントを企画している。お茶、祭り囃子、卓球等の成人のサークル活動に小学生が訪れることもある。小学生には中高生や大学生との関わりが少し「背伸び」した体験や会話を促し、様々な世代や立場の子ども、大人が自然に行き交う、くつろげる場となっている。その他、各市の青少年会館の多くは町内会等の住民組織と深い関わりをもち、多くの「卒業生」も世代間交流に厚みを加えている。

#### ⑤指導者養成・研修、普及啓発の機能

特定の活動、技能の指導だけでなく、子どもの居場所を「見守る」専門性を高めていくために、青少年教育施設の行う青少年支援やネットワーク構築の手法に学ぶべきことは多い。多様な支援の在り方を学ぶ場として、たとえばNPO法人と連携したフリースペース（不登校等の子どもの居場所）とプレイパークを併設する川崎市子ども夢パークの実践は示唆に富む。

## 4 地域の組織、NPO、企業等の「居場所」としての役割と可能性

本県では、地域や学校に密着して子どもを支えてきた子ども会やPTA等の存在は大きい。また近年は、NPOや企業、商店街等のユニークな実践も注目される。放課後子ども教室も、国庫補助を受けている教室だけでも、平成25（2013）年度現在で26市町村で649教室が開設されている。子どもとの関わり方から運営面にいたるまで、これらの居場所づくりの実践から学ぶべき点は多い。各組織や事業の居場所としての役割と展望は、次のとおりまとめられる。

### （1）放課後子ども教室：放課後子ども教室を広げていくために

放課後子ども教室は、小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学ぶ学習やスポーツ、文化活動等の取組である。アンケート調査を見ると、県内では十分に定着しているとは言えない状況である。県内に多くの放課後子ども教室が設置され、子どもたちの放課後の体験活動が支援されるために、「安全・安心な居場所づくり」「プログラムの工夫」「ボランティアの充実」の観点から述べてみたい。

#### ①安全・安心な居場所づくり

アンケート調査結果にあるように、99%の保護者が安全・安心な居場所づくりを願っている。一番安全で安心できるのは学校である。帰りの会が終わって危険にさらされることなく放課後の教室へ行くことができるからである。また学校は校庭や体育館、図工室等の特別教室を使用でき、多彩な活動が期待できる。そうした特別教室が使用できない場合でも、ある市のように体育館と校庭を使用して実施することができる。それも難しい場合は学校近くの社会教育施設等が考えられるが、その場合は学校から施設までの安全を十分確保することや学校との情報交換を密に行うことが必要であろう。

#### ②プログラムの工夫

##### 1) 多彩なプログラムを用意

イラスト・工作、スポーツ教室、鬼ごっこ等の遊び、ミニコンサート、大道芸、計算や漢字等の学習、科学教室、英語であそぼう等々できる限りいろいろなジャンルを用意し、子どもたちの選択の幅を広くしておく。何か一つでも興味あるものに出会えると良い。おやつ作りや工作、科学教室等は人気が高いが、アンケート調査結果にあるように、学習補助的メニューは人気がない。また、スポーツは最初こそ大勢参加するが、その内練習の積み重ねを嫌がり上手くできないと辞めてしまうことも多い。ここで諦めないで励み表を作ったり指導方法を変えたりするなど様々な工夫をして継続することが大事である。

##### 2) プログラムを3本立てにする

プログラムは高学年に照準をあてると低学年が理解できないし、その逆だ

と高学年が物足りなくなる。できれば低学年、高学年それぞれに応じたプログラムを用意した方が良い。たとえば、高学年がサッカー教室の時には、低学年はボールけりゲームをする等の工夫をしたい。次に子どものタイプを考えてみると、やることははっきり決められている方が安心する子どもと、枠にはめられず好きなことを自由にやりたがる子どもがいる。そこで自由に過ごしたい子どもたちのために、フリーに過ごせる場を用意すると良い。まとめると、1日を低学年用プログラムと高学年用プログラム、そしてフリータイムの3本立てにする。このフリータイムで、高学年の女子は宿題やトランプ等をしながらまるで学校での緊張を解きほぐすかのようにおしゃべりを楽しんでいる。

### 3) 自然とのふれあい

アンケート調査結果で示されたとおり、子どもたちは自然の中で遊ぶ機会が少なく、虫の採集や花の観察等もあまり興味がないようである。それだけ地域に安心して過ごせる自然がないと言える。

プログラムを立てる時に自然観察や野鳥観察にすると、学習の続きのように思えるのか、回を重ねるごとに参加者が減っていく。そこで「原っぱであそぼう」「河原でゲームをしよう」「虫捕りにいこう」等と、限りなく遊びに近づけ結果として自然に親しませるという方法も良い。

### 4) 異学年との交流の工夫

全学年が対象の放課後子ども教室なので、時には1年生～6年生までの縦割りグループで活動することも良い。おやつ作り等は高学年が優しく低学年の世話をするなど、微笑ましい場面が多く見られる。また、低学年だけの講座でも、3年生にリーダーを頼むと見違えるように立派に行動するようになる。回を重ねるごとに、縦のつながりが深くなっていく。

### ③ボランティアの充実

多彩なプログラムを展開するためには、指導する講師ボランティア、活動を見守り支援するボランティア、下校を見守るボランティア等たくさんの方の協力が必要となる。地域を見渡せば必ず何かを得意としている人がいる。そういう人を一人二人と発掘することである。紙媒体による募集もあるが、地道に声をかけていくのが効果的である。時間はかかるが着実に口コミで広がっていく。また、アンケート調査結果によると、放課後の居場所づくりに参加したい保護者は、「積極的に参加したい」と「お手伝い程度なら参加してもよい」を合わせると51%もいる。この方たちの参加を促す方法を工夫したいものである。

## (2) P T Aの取組：「大人の背中」を見せる「親育ての場」

神奈川のP T A活動には、各学校の単位P T A、その上部となる市郡P T A協議会、そして神奈川県P T A協議会（以下、「県P T A」と記す）と、その他の系統として横浜市、川崎市の組織がある。

### ①神奈川県P T A協議会の主な活動

県P T Aは、24の各市郡町村のP T A協議会から、約24万（世帯）の会員を得て運営される。地域のニーズに合った活動ができるよう、県内を7つのブロックに分け（高相・横三・湘南・中・足柄上・足柄下・厚愛）、きめ細やかな事業を展開している。

県P T Aの役割には、協議会加盟と、約540校の単位P T Aの成功事例や問題解決法等の様々な情報を集約して情報提供する、いわば「ハブ」の機能がある。そして、カウンターパートナーである県の教育行政に対し、教育環境を向上させるための要望を出し、また、協議会内の保護者の意識調査を通して必要とされる改善や取組を県議会等にも提案することで、提案や要望だけにとどまらない「実現」のための活動を行うことである。

### ②神奈川県P T A協議会の活動方針

県P T Aは、平成24、25年度に「大人の背中」のスローガンを掲げ活動した。子どもたちや学校の抱える問題や課題を解決するためには、まずは大人が範となって行動することが重要であるという思いから、このスローガンが定められた。

近年、少子化、核家族化の進行や親の就労形態の多様化もあり、子どもたちの遊びの場や人間関係も大きく変化している。遊びの場を通して異学年の交流や地域の人々、また自分の親以外の保護者に接することで、子どもたちの自主性や社会性が育まれる。P T A（保護者）は「子どもたちの遊びを見守る大人」として関わっている。

高学年が低学年を思いやる姿や、積極的に声かけをして異学年でも可能な遊びを提案する姿、見守る大人との会話など、保護者が普段の学校生活や家庭では見ることができない子どもたちの様子を見ることにより、「子どもたちの今」を知ることができる。このことは、P T A（保護者）と学校との連携においてとても重要である。

また、P T A活動は「子どもたちのため」であることは言うまでもないが、「親育ての場」であることも魅力の一つである。この活動に参加することによって、多くの子どもたちの顔を覚え、地域の方々とつながり、親同士が知り合うことができる。

### ③放課後の居場所づくりに関わるP T A

時代の要請に応えた活動として、いくつかの単位P T Aでは、放課後の子どもの居場所づくりに関わる活動が生まれている。

茅ヶ崎市内では、放課後に学校の施設を利用し、大人が見守る中で自由に遊べる遊び場づくりが行われている。文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」に位置づけられ、市からの委託事業となっている。

放課後の遊び場づくりにより、子どもたちを見守りながら、地域の住民と保護者が顔見知りになり、子どもたちに対する情報や認識を共有することができることも大きな成果である。この活動に参加した多くの保護者は、子どもの卒業後は「地域の人」となって活動に参加している。

### (3) 「子どもの居場所づくり」：～NPOだからこそできること～

行政や学校の協働パートナー、独自の事業を行うサービス提供者、多くのボランティアを集める人材バンク等々、様々な実践例が生まれていることは、本報告書からも明らかにされている。教育や子育ての課題に対して、行政や学校だけでは予算も人材も足りず、解決が難しいものについて、委受託、協働、独自の分類を問わず、様々な取組が進められている。しかし一方で、行政の下請化や、事業の持続困難性（人材不足、資金不足）といった問題も見受けられるようになってきた。

子どもの居場所づくりにおけるNPOの役割とは「目的志向性」「試行錯誤の尊重」「多様性の実現」の三つが大切ではないだろうか。

「目的志向性」とは、文字通り目的を強く意識した活動を行うことである。ここで言う「子どもたちの居場所をつくること」に拘ることである。「誰が、何を、どのように行っているか」という体制や手段に焦点をあてるのではなく、どんな事業にせよ、活動を通して、「子どもたちの居場所が作れているかどうか」を問うことが重要である。行政とNPOが連携をしても、あるいは独自事業を展開していても、それが「子どもたちの居場所」になっていなければ意味がない。

「試行錯誤の尊重」は、「居場所づくりにはゴールがない」という考えを基にしている。どんな場所やプログラムでもそうだが、子どものコンディションによって、その意義づけは変化する。昨日まで楽しい場所であっても、友だちとの仲が悪化してしまえば今日からは苦しい場所にも変わることもある。また、今日の活動は楽しめたけど、明日のプログラムは苦手で気が重くなる、そんなこともあるだろう。喧嘩をしたり、苦手意識をもつことが悪いわけではない。むしろ、友だちとの関係をより深めたり、これまでの自分を乗り越えるチャンスにすることもできる。良いことがあっても悪いことがあっても、試行錯誤が積み重なった日常の営みを支え続けられる存在としてNPOに期待されるものがある。

一つ一つのNPOがそれぞれの特徴を活かし「多様性の実現」を図ることが大切なのは、多様な子どもたちを受け入れられるようにするためであり、



子どもたちの多様な可能性を育むためである。一人で静かに読書をしている時に安らぎを感じる子どももいれば、思いきり走り回ってエネルギーを発散させることに楽しみを感じる子どももいる。一人の子どもでも時によってそれが入れ替わることもある。居場所づくりの担い手や時空間の多様性が、子どもたちの多様な育ちを支える肥しとなる。

以上の3点は、NPOのみにあてはまる話ではないが、NPOは自ら目的を定められる主体性をもっており、子どもたちの試行錯誤を見守る現場もっている。活動の目的と現実との間を絶えず計りながら、子どもたちの居場所づくりを支える多様なNPOの存在が、多様な子どもたちを支える担い手として活躍することを願ってやまない。

#### (4) 子ども会：ジュニアリーダーの活動への期待

神奈川県内には約2,500の単位子ども会があり、「子どもの夢」と「生きる力」を育み「しなやかな子ども」を育てる理念の下に、各地区で活動を進めている。就学前の幼児から高校生までの子ども集団と、それらを支援・育成する役員、指導者、専門委員である大人集団を合わせ、組織に加入するすべての会員を総称して「子ども会」としている。

単位子ども会を世話する役員（多くは保護者）は、特に専門知識をもっているわけではない。「子どもは地域で育つ」と言われており、地域の協力者が専門の諸施設を利用して行う事業展開を、子ども会の大きな活動としている。

数年前までは県立・市町村立の青少年会館をはじめ青少年センター等の青少年教育施設が整備され、専門知識のある職員が配置されていた。しかし、現在ではそのほとんどが廃止、又は指定管理者運営となり、子ども会役員と一緒に事業展開することが難しくなっている。子ども会組織の継続・発展のために、諸施設といかにコラボレーションできるかが重要である。

今後はジュニアリーダー（中高生）を活用する展開を一層進めることが必要である。ジュニアリーダーが次のように諸施設の事業に企画段階から関わることで、単位子ども会の活動が相互に活かされると考えられる。

##### ① 公民館・コミュニティーセンターとジュニアリーダー

公民館・コミュニティーセンターは地域密着型の事業展開を行う。たとえば、地域の伝統行事にジュニアリーダーが企画段階から参加することにより、子ども会と地域住民による新たな地域力が生まれることになる。

## ②ジュニアリーダーの育成

各施設の事業でジュニアリーダーが指導者的立場として活用されることで、ジュニアリーダーの研鑽の機会となり、施設にとっても人的確保が可能となる。

## ③ジュニアリーダーの派遣活動の支援

各施設の館外活動・野外活動（ウォークラリー・体験活動等）にジュニアリーダーを派遣することにより、事業の活性化が期待される。

## ④商工会議所・商工業者とジュニアリーダー

商工業者の活性化のために開催される「〇〇祭り」等のイベントにスタッフとして参加し、地域の経済活動に積極的に関わることにより、地域経済と社会参加への意識向上を図ることができる。

## ⑤NPO法人とジュニアリーダー

今後は県内の市町村に青少年を支援するNPO法人が設立され、その活動にジュニアリーダーが参加して地域活性化が図られることも期待される。

## **(5) 企業：コラボレーションと次世代育成**

第3章に、企業が自治体、小学校とコラボレーションして子どもの放課後体験活動を支援する事例を提示した。その調査の中で見えてきたことに関して述べる。

### ①企業が参画する意義と効果

企業の地域貢献活動の多くはイベント的な活動であるが、非日常であるがゆえに子どもたちは新しい知識体験に驚きをもってふれることができ、子どもたちの探究心や自発的な行動のきっかけとなる。すなわち企業は、自治体や小学校の定常的な活動をより効果的にするコンテンツを提供することが可能であるということが言える。

### ②企業側の状況 “企業内の制約と人的潜在リソースの存在”

企業側には費用と時間面の制約に加えて、活動の計画をもちにくいこと、及び企業内部での活動承認を得るのが容易でないという課題が存在する。つまり企業活動では具体的な目的、活動内容と成果、及びその企業が得られる効果等を活動担当部署が企業内に示して承認を得るのが一般的であるが、そのどれも企業自身で明確にすることは簡単ではないということである。

一方、企業従業員の中には、地域貢献に積極的な人や機会があれば参加するという人が相当数いる。実際、東日本大震災における各企業内でのボランティア募集には多くの人に応募しており、OBを含めて潜在的に人的活動リソースが存在すると考えられる。これは企業内の担当部署の働きかけ次第で

実リソースになり得るということである。

### ③企業の参画促進に関して行政支援が有効な事項

#### “企業が参画しやすい枠組みと企業への公的評価”

厚木市の例のように、小学校の要請と企業活動のマッチングを図るような仕組みは有効である。ただ各市町村での活動はその地域内の企業に限定されがちなので、広範囲の企業にコンタクトできる枠組みを県行政が構築することは有効と思われる。できれば年ごとの計画が立てられる枠組みがあれば、企業にとっては取り組みやすいであろう。

また、②で述べたように企業内の担当部署にとっては活動目的、成果報告等が内部的に必要である。行政からの公的な評価は企業内の担当部署にとって有用で、しかもモチベーションともなるため、参画企業に対する行政の公的評価の仕組みを構築することは有効であると考ええる。

### ④神奈川ならではの可能性 “次世代育成事業の一つとして”

神奈川には幅広い分野での、世界をリードする企業が多くある。これは幅広い知的体験を子どもたちに与える多くのリソースがあるということである。次世代を担う子どもたちには、こういったリソースを活かして多方面の世界的な視野や、いろいろな尖った才能をもった優秀な個性の発芽を期待したい。

今回の課題である放課後の居場所を、企業のコンテンツによる子どもたちの個性の発芽や世界的な視野に気づかせる場として捉えれば、神奈川の次世代育成事業の一つと位置づけられるのではないかと考える。

## 第5章 提言

### 1 「居場所づくり」のための提言：各市町村における取組

体験活動を重視した放課後の居場所としての機能が求められる各施設、団体について、まずは市町村における取組を以下のとおり提言する。

#### (1) 社会教育施設

- 今回の調査では、社会教育施設等の施設は放課後の居場所として保護者や地域住民、団体等の期待が高い一方で、学校児童の利用が十分に行われていない現状が明らかになった。社会教育施設等が週末や長期休暇に加え可能な限り平日の放課後に活用されるよう、さらに体験活動を重視した魅力的な場となるよう、工夫が求められる。
- 公民館では、野外活動や木工・料理等の教室、園芸、ダンス等の児童対象の事業や、児童による事業の企画等が展開されている。自治体により設置状況や活動内容は異なるが、地域に密着した施設としての特性を活かし、体験活動や仲間づくり、そして世代間交流の活動が一層求められる。
- 図書館は、本の貸出サービスにとどまらない地域の資料・情報センターとして、そして子どもの居場所としての可能性をもつ施設である。放課後の児童を見守り、来館者のサロンとしての機能、また、子どもの学習を支援する教育機能をもつ。県内では放課後子ども教室や学校図書館、福祉施設への出張事業や本の貸出を行う館もあり、地域全体で資料・情報を活かす拠点としての機能が期待される。
- 博物館は、資料・情報を活かした専門的なサービスと、放課後に気軽に来館できる居場所としての機能が求められる。特別展や親子プログラム等の知的刺激を与える事業とともに、放課後の学習支援や、資料・情報そのものを構築する過程に参加する機会の拡充も期待される。
- 公民館、図書館、博物館は安全・安心な公共施設であり、放課後の児童の居場所として重要な拠点となり得る。特に図書館、博物館は、高学年児童の学習支援の機能も期待される。現行の学習指導要領の下で学校の授業時数は増え、2013（平成25）年より自治体の判断で土曜授業が可能となり、放課後の時間は短くなっている。下校時の立ち寄りを可能とし、児童が優先利用できるスペースを確保し、くつろいだり学習したりできる環境づくりは重要である。
- 社会教育施設が近隣にない、また病児等で、来館できない子どもは少なくない。様々な体験活動のプログラムや、図書館、博物館の専門性を活かした出張や貸出（移動図書館・博物館）、ICT活用等の一層の展開が期待される。

## (2) 児童館・青少年教育施設

- 児童館は、遊びを通して子どもの育ちを支援する福祉施設であり、放課後の児童の居場所として豊富な経験と実績を有する。都市化や核家族化が進む地域社会の中で、安全で良質な体験や遊びが提供され、異年齢や別の学校の子どもたちとの仲間づくりができる場であり、また、保護者の支援も行われ、地域の子育てセンターとしての機能が一層期待される。放課後児童クラブを併設する館は多く、今後も放課後子ども教室も加えた放課後支援の拠点として、また、関連する施設・事業への専門的助言や連携が可能な施設として、一層の拡充が求められる。
- 青少年教育施設は、体験活動等を通して健全な青少年の育成を図る施設である。自然体験や集団宿泊活動等の週末や長期休暇中の事業、主に中高生を対象とした事業が豊富であるが、今後は放課後の児童の居場所としての機能の強化が検討される必要がある。たとえば、放課後対策事業との連携の他、個人利用、下校時の立ち寄りを可能としたり、ノンプログラム型の居場所を開設したりする取組が求められる。中高生や地域の活動団体等との交流も期待される。
- 神奈川の児童館や青少年教育施設は質・量ともに恵まれ豊富な実績があるが、近年は利用者の減少や施設の老朽化等を理由に施設の統廃合が進み、指定管理者制度を導入する施設も増え、専門的職員や施設の数は減少傾向にある。子ども会や青少年団体等との連携を維持・発展させ、また、新規の事業や活動団体を取り入れるためにも、基本的な条件整備が肝要である。特に小学生には、遠隔にある施設の利用は困難である。可能な限り学校や自宅に近い場所に、安全で安心できる公的な場を確保する必要がある。
- 高学年児童の居場所づくりは、多くの施設や事業に共通する課題である。高次の芸術・文化体験や学習支援のプログラムを強化するとともに、低学年児童や中高生を気にせず思いきり身体を動かせる空間や、年齢の近い仲間ですら「たむろ」でき、少人数で落ち着いて過ごせる居場所の確保、思春期の子どもに適切な働きかけができる専門職員が必要である。リーダーとして事業を運営する、中高生や大学生と交流するなどの機会の提供も重要である。

## (3) 子ども会やPTA、NPO、企業等の地域組織・団体

- 子ども会は、小学校区や自治会等を基盤に組織され、遊びや行事活動等を通して子どもの成長と集団形成がめざされる。活動の趣旨そのものが本答申と合致しており、一層の事業展開が期待される。
- 神奈川は子ども会活動の豊富な実績を誇るが、近年は塾や習い事に通う児童や野球等のスポーツ少年団に専念する児童、集団活動を敬遠する児童が増えたこと、校区によっては新規の住民が増え地域活動が形成しづらくなったこと、保護者の協力や指導者の確保が難しくなったことなどから、参加児童や単位子ども会の減少が懸念される。小学生を牽引する魅力をもつ中高生の

ジュニアリーダーの活躍、保護者や指導者に物心両面で過度な負担をかけない運営体制、行政や青少年指導員、PTA等に加えNPO等の新規の団体との連携強化が求められる。

- 神奈川のPTA活動は、県内7ブロックで構成される神奈川県協議会と、横浜・川崎の組織があり、県全体が網羅されると同時に、地域のニーズに即した事業が展開されている。「親育ての場」としての啓発と学習活動、交流会等による保護者間の親睦、そして学校の施設開放等の事業への協力など、地域の活動を支える大きな存在である。近年は放課後子ども教室に関わる単位PTAが表彰されるなど、放課後への関心の高まりと、居場所づくりへの参加が期待される。一方、物理的な事情で参加が困難な家庭も増えており、可能な限り多くの会員が活動に参加できる今日的な仕組みづくりが、今こそ求められる。
- NPOは、各団体のミッションに応じ、活動の自由度の高い場づくりと、高次の体験プログラムの提供が期待される。神奈川には各種のスポーツ、音楽等のNPOが子どもに質の高い体験活動の場を提供している。また、プレイパーク（冒険遊び場）や、今回の実践事例である大学生が主体的に関わる鎌倉てらこやなど、活動の自由度の高い居場所づくりがめざされるNPOも多い。障害のある子どもや不登校の子ども等に学習や生活の場の機能を保障・補完するNPOも数多く存在する。これらのNPOの活動の充実を支えるために社会教育施設、学校等の場や、子ども会等の地域団体と関わる機会をコーディネートする工夫が求められる。
- 神奈川では、社会貢献活動として学校や行政と連携した放課後事業を行う企業が増え、専門分野を活かした講座や講師派遣、資材の提供等が行われている。県の行政が広域的な視点で活動をコーディネートし、また、各活動に対して行政が実施企業と成果を共有することなどが企業参画の促進につながると考えられる。先端の科学技術や商業美術など、専門的な知識・技術の講座や企業訪問・職場体験は、特に高学年児童の科学技術等の素養と学習意欲を高め、キャリア教育の機会としても重要である。
- 神奈川の放課後において、今後はNPO及び企業とのパートナーシップが一層期待される。可能な限り県や市町村が、関連する部署の事業に関する情報提供と、NPO、企業の意向とのマッチングを図ることが求められる。活動の創出と促進、継続のために、近隣地域を含めた先進事例等の情報提供や、パートナーシップを誘引することを目的とした、教育行政による表彰、広報、報告書の作成などの仕組みづくりが不可欠である。
- 神奈川県では生涯学習情報システム「PLANETかながわ」を運営しており、各地域や家庭で、インターネットを通して社会教育施設や地区センター等の事業や人材バンクの情報が検索できる。放課後事業についてもシステムの拡充と周知を進め、NPO、企業とも情報共有ができるシステムづくりを強化する必要がある。たとえば、子ども会や学校との連携の先進事例についてプッシュ型の情報提供を行うことは、社会貢献活動を検討中の企業や団

体に具体的なヒントを与え、新たな活動を掘り起こす契機になり得る。各自自治体では、NPOや企業、地域の商工会や観光協会等に情報提供を行い、活用を広く呼びかけると同時に、独自のシステムの強化も可能である。

#### (4) 放課後子ども教室を中心とした放課後対策事業

- 放課後子ども教室は、2004（平成16）年度に文部科学省が始めた「地域子ども教室」推進事業を前身とする。その名のとおり、地域を拠点とすることが目的とされる生涯学習の事業であり、地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的に子どもの居場所を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動を推進する趣旨である。「放課後子どもプラン」として放課後児童クラブ（学童保育）との一体化が提唱されているが、安易な保育の受け皿とせず、地域の子ども、また大人の居場所として設置・運営が推進される必要がある。
- 放課後子ども教室は、体験活動を通して異学年・異世代交流が図られる地域の居場所として、一層の拡充が求められるが、下校時刻の遅い高学年児童の参加が困難、物理的な場や人材の確保が不十分等の課題がある。「子どもだまし」でない魅力的なプログラムを工夫し、地域の施設、団体と連携していくことが有益である。すべての児童が利用できるよう、下校時に直接、気軽に立ち寄れる制度づくりが肝要である。
- 放課後子ども教室は、地域の大人の居場所として機能することが、子どもの活動を支えるために肝要である。体験活動や集団生活を指導するスタッフ（安全管理員、コーディネーター、パートナー等）に加え、子どもの自由な活動を「見守る」大人の存在が居場所の醸成に果たす役割は大きい。安全上の問題のため登録制にする必要はあるが、可能な限り多様な地域住民が日常的に集う場の創出が工夫される必要がある。保護者にも参加を呼びかけ、自分の子ども以外の子どもに関わったり、育児不安を和らげられたりできる場となることが望ましい。ただし、過度な参加の強制は、参加が困難な保護者への批判など、参加者間の不要な諍いが懸念される。母親だけでなく、父親や祖父母、学校の卒業生の保護者、また近隣の住民が気軽に集まり、子ども会等の関係者や学生ボランティア等も受け入れる運営委員会の仕組みづくりが、自治体や学校で協議されることが期待される。
- 放課後児童クラブ（学童保育）は、保護者が昼間に在宅しない家庭の概ね10歳未満の子どもの対象とした、厚生労働省が所管する児童健全育成事業である。県内の市町村のクラブ数は、政令市・中核市を除いても351（平成25年県次世代育成課調査）に及ぶ。多くは学校の余裕教室や別棟、児童館等で開設されているが、民間住宅を間借りするクラブもある。体験活動を充実させ、身体を使った遊びが十分にできるよう、放課後子ども教室や社会教育施設等との連携が望ましい。
- 県内では全国に先駆けて、横浜市（はまっ子ふれあいスクール）が2002（平成14）年度に、川崎市（わくわくプラザ）が2003（平成15）年に市内の

全小学校で全児童対策事業を開始した。国の施策では、2007（平成19）年に放課後子ども教室と放課後児童クラブを連携させる「放課後子どもプラン」が創設された。教育事業の教室と福祉事業のクラブは趣旨や運営体制が異なり、たとえば午後5時以降の開設や軽食、休養など、放課後の居場所として保障すべき事項を、「教室」の文脈で位置づけることは難しい。両事業の拙速な一体化は適切ではないが、体験活動プログラムの相互提供等の連携を進め、子どもの居場所の選択肢を増やす制度づくりが求められる。

- 放課後子ども教室や放課後児童クラブは、高学年児童の居場所としてより良く機能することが課題である。2015（平成27）年に始められる子ども・子育て支援新制度は、クラブの対象児童を小学校6年生まで拡大させる。1クラスの定員を40人以内、職員の配置は都道府県の研修を受けた指導員を含めた2名以上を原則とし、小規模保育等の地域型保育の拠点でのクラブ開設も奨励されることとなる。新制度の特質を活かし、高学年児童にとっても魅力的な居場所と、体験活動のプログラムの拡充が求められる。

#### （5）学校・教育委員会

- 多くの学校では、放課後の居場所づくりのために放課後子ども教室等への施設・設備の提供が行われている。これらの事業は、学校によるハード面の協力と先生方の善意による見守りによって支えられている。より良い放課後の活動のために、事業の運営委員会等の場で学校での児童の様子や行事等について組織的な情報提供・交換が行われることが望ましい。
- 学校開放は、学校児童や放課後児童クラブの参加児童を優先させた実施と、学校図書館、プール、音楽室等の特別な機能をもつ施設・設備を開放することが望ましい。公園の多くは、ボール遊びや声を出して遊ぶこと等が制限されており、専用の体育施設で無い限り、十分に身体を使った遊びやスポーツをすることが難しくなっている。少年野球やサッカー等の特定のスポーツ団体だけでなく、自由な遊びや体験が可能な放課後の居場所として施設開放の拡充が求められる。
- 障害のある児童の多くは、自宅の近隣で放課後の居場所を得られにくい。通常の学級に通う、比較的軽度の障害のある児童であっても、高学年になると遊びの仲間づくりに困難が生じることが多い。学校や障害児者施設、団体等が連携し、組織的に居場所づくりが推進される必要がある。
- 国立、私立校の児童が、放課後の居場所を積極的に利用し、地域の交流が深められることが望ましい。公立小学校で実施される放課後子ども教室を学区に住所や通学校がある児童が利用したり、子ども会、スポーツ少年団等の学区単位の活動の情報提供をしたりするなどの仕組みが必要である。
- 教育行政において、放課後の子どもの体験活動の推進のために学校教育と社会教育との連携を強化させることが求められる。2008（平成20）年の社会教育法改正では、社会教育主事が学校の求めに応じて助言できることが明記



されたが、社会教育主事や社会教育施設の専門職員、放課後事業の指導員等がより良く専門性を発揮し、学校と社会教育との連携が推進されることが期待される。また、子ども会等の地域の団体との連携や学校支援ボランティアの受け入れ等が推進されるよう、県や市町村のコーディネート機能の充実や広報活動が求められる。

- 教育行政において、関連部局と連携し、子どもの体験活動や居場所づくりのための場と人材のコーディネートは重要である。たとえば、今回の調査では、横浜市のこども青少年局が行う放課後キッズクラブ等の事業や、同市の環境創造局が所管するプレイパーク（冒険遊び場）、「こどもログハウス」、また公園や体育館について、保護者の期待が多く寄せられた。これらの関連部局や施設、団体と情報共有と連携を深めると同時に、より良い放課後事業のコーディネートを進める必要がある。
- 大学生、特に教員をめざす学生の参加は、放課後の場の活性化につながるとともに、学生にとっても子どもや地域の教育環境の理解を深め、社会人や公務員としてのサービス・ラーニング（社会的責任を体得する学習）を実践する機会となる。また、学校や地域団体の「後輩」を育てる使命感をもつ学生は少なくなく、下宿中の学生の場合は「地域デビュー」の機会となり得る。たとえば、大学と連携してインターンシップ等の制度を設ける、教育委員会の行う教師育成事業（「教師塾」等）と連携することは有益である。学生に活動の参加・修了の証明を出す、交通費等の実費を支給する、事業の運営委員会やスタッフの研修に臨席させて学習の場を広げるなど、学生や大学が参加しやすい仕組みづくりが求められる。

## 2 「居場所づくり」のための提言：県教育委員会の取組

1で述べた提言の具体化のために、県内の市町村で展開される諸活動を俯瞰できる県教育委員会には、地域の事業や実践を維持・発展させる仕組みづくりが求められる。次の三つの役割を提言し、本答申の締め括りとしてほしい。

### (1) 本答申の周知・説明

本答申の内容について、各市町村の関連する部局や施設、学校、地域組織、また居場所づくりに取り組む民間団体や企業等をはじめとして、県民への周知を図り、「居場所づくり」の重要性について広く認知される必要がある。

特に、学校児童との関わりをもつ各部局や事業、学校等のすべての関係者に、本答申の趣旨が周知され、賛同を得られるよう、適切な広報や説明が求められる。また、学校児童との関わりを主目的としない施設や組織、全児童対策事業が普及した市町村に対しても、体験活動や生涯学習活動としての意義や実践例を示すなど、対象を絞った説明やアウトリーチを行うことは重要である。

### (2) 居場所づくりに関する情報収集・分析

本答申の提言について、県教育委員会には各市町村の協力の下、各活動主体における取組状況を可能な限り現場の視察や関係者に対するヒアリング等により把握し、定期的に効果や課題を分析する役割が求められる。

また、今回のアンケート調査では活動の「場」と「人」、また予算の確保が現場の主な課題であることが明らかとなったが、そのような情報を的確に把握し、具体的な対応策を検討することも求められる。

さらに、他の実施主体の実施に参考となり得る特徴的・先進的な事例の積極的な収集を行い、その特長を抽出することも重要である。

### (3) 各活動主体への支援

活動主体への支援として、各市町村や様々な活動主体の優れた実践等に係る情報収集をフィードバックすることが求められる。

また、社会教育委員、青少年指導員等の活動や学校教育の状況、2015（平成27）年に導入予定の子ども・子育て支援新制度等の法制度については、一般には情報の入手が難しいため、様々なルートで情報収集に努め、市町村に提供することも重要である。

さらに、複数の市町村で活動を展開する民間組織や企業等の問い合わせや相談に応じることや、表彰制度の検証、県が実施する研修で各活動主体を講師として招聘し実践的な活動を紹介していただくことも期待される。

## 資料篇

### 神奈川県生涯学習審議会について

#### (1) 関連法令

##### 神奈川県生涯学習審議会条例

平成4年3月31日条例第9号

改正 平成12年11月28日条例第73号

(趣旨)

第1条 この条例は、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第4項の規定に基づき、神奈川県生涯学習審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成12年条例73号〕

(委員)

第2条 神奈川県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）の委員は、学識経験を有する者及び神奈川県議会議員のうちから神奈川県教育委員会が委嘱する。

2 学識経験を有する者のうちから委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第3条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項について学識経験を有する者のうちから神奈川県教育委員会が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

(会長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年11月28日条例第73号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

## 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（抜粋）

平成二年六月二十九日号外法律第七十一号

(都道府県生涯学習審議会)

第十条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。

- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
- 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(2) 諮問文

生学第135号  
平成24年9月4日

神奈川県生涯学習審議会  
会長 高橋 勝 殿

神奈川県教育委員会

「体験活動を重視した放課後の子どもの居場所づくり」のための、  
社会教育施設等地域の教育資源の活用について（諮問）

このことについて、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条第2項の規定により、別紙のとおり諮問します。

1 諮問事項

「体験活動を重視した放課後の子どもの居場所づくり」のための、社会教育施設等地域の教育資源の活用について

2 諮問理由

都市化や核家族化の進行、共働き世帯の増加、そして情報化社会の進行等に伴い、子どもたちを取り巻く地域社会や生活環境も変容してきている。かつて地域で子どもたちの成長を見守ってきた世話人的な人材が減少するとともに、子どもたちが自由に遊べる場所や、安心して過ごせる場も減少している。

こうした、現代の子どもたちを取り巻く環境の変化が指摘される一方で子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むためには、様々な体験活動が極めて重要であるとの認識は高まっており、公民館などの身近な地域施設や団塊の世代など地域人材の活用なども求められている。

そこで、現代の地域社会において、公民館や図書館、博物館などの社会教育施設や児童館、あるいは地域で活動する、小学校の放課後子ども教室や、子ども会、NPOなどが、子どもたちの体験活動の場として、どのような役割を果たしうるのか、神奈川に適した独自モデルなど、具体的な施策につながる検討が必要とされる。

### (3) 第11期神奈川県生涯学習審議会委員・専門部会委員名簿

【生涯学習審議会委員】 (任期 平成24年6月13日～平成26年6月12日 五十音順)  
(平成26年3月31日現在 ◎は会長、○は副会長)

氏名	役職	備考
伊澤 かつ枝	神奈川県公立小学校長会副会長	
落合 克宏	平塚市長 (神奈川県市長会)	
金藤 ふゆ子	文教大学教授	
北村 純一	(公募委員) 株式会社オーイズミフーズ取締役総合企画室長兼執行役員管理本部長	
小山 久枝	特定非営利活動法人かながわ女性会議副代表	
佐々本 良二	一般社団法人神奈川県経営者協会人材活性化委員兼中小企業委員	
猿渡 智衛	(公募委員) 横浜市立永谷小学校教諭	
柴田 正隆	神奈川県PTA協議会会長	
澁谷 敏夫	神奈川県社会教育委員連絡協議会理事	
鈴木 ひでし	神奈川県議会議員	平成25年6月5日から
◎鈴木 眞理	青山学院大学教授	平成25年3月27日に会長就任
富田 眞樹子	厚木市児童館運営連絡協議会会長	
中野 勝久	モトスミ・オズ通り商店街振興組合副理事長	
○梨本 加菜	鎌倉女子大学准教授	平成24年10月17日から平成25年3月27日まで会長職務代理
夏井 美幸	神奈川県公民館連絡協議会副会長	
萩原 建次郎	駒澤大学教授	平成24年11月14日から
葉山 敦美	座間市立図書館司書 (神奈川県図書館協会)	
柳下 剛	神奈川県議会議員	平成25年6月5日から
山上 武久	神奈川県子ども会連絡協議会会長	

(委員の数 20 人以内)

(前委員)

氏名	委嘱時の役職	備考
梅沢 裕之	神奈川県議会議員	平成25年6月4日まで
茅野 誠	神奈川県議会議員	平成25年6月4日まで
◎高橋 勝	帝京大学大学院教授	平成24年10月16日まで

【専門部会委員】 (任期 平成 24 年 10 月 5 日～平成 26 年 6 月 12 日)  
 (平成 26 年 3 月 31 日現在 ◎は部会長)

氏 名	役 職
上江洲 慎	特定非営利活動法人鎌倉てらこや副理事長
川居 龍一郎	ソニー株式会社事業部人材育成委員長
川崎 英一	厚木市放課後子ども指導員
北村 純一	審議会委員 (公募委員 株式会社オーイズミフーズ取締役総合企画室長兼執行役員管理本部長)
猿渡 智衛	審議会委員 (公募委員 横浜市立永谷小学校教諭)
富田 眞樹子	審議会委員 (厚木市児童館運営連絡協議会会長)
◎梨本 加菜	審議会委員 (鎌倉女子大学准教授)
夏井 美幸	審議会委員 (神奈川県公民館連絡協議会副会長)



#### (4) 第11期神奈川県生涯学習審議会・専門部会開催等状況

##### 【生涯学習審議会】

第1回	開催日	平成24年9月4日(火)
	内容	○ 第11期生涯学習審議会会長・副会長の選出について(協議) ○ 平成24年度の生涯学習・社会教育施策の概要について(報告) ○ 第11期生涯学習審議会に対する神奈川県教育委員会諮問
第2回	開催日	平成25年3月27日(水)
	内容	○ 第11期生涯学習審議会会長の選出について(協議) ○ 第11期生涯学習審議会諮問事項について(協議)
第3回	開催日	平成25年11月7日(木)
	内容	○ 第11期生涯学習審議会諮問事項について(協議)
第4回	開催日	平成26年3月28日(金)
	内容	○ 第11期生涯学習審議会諮問事項について(協議)

##### 【専門部会】

第1回	開催日	平成24年10月23日(火)
	内容	○ 専門部会長の選任について(協議) ○ 第11期生涯学習審議会諮問事項について(協議) ・ 審議の進め方の検討 ・ アンケート調査内容の検討
第2回	開催日	平成25年1月17日(木)
	内容	○ 第11期生涯学習審議会諮問事項について(協議) ・ アンケート調査内容の検討
第3回	開催日	平成25年3月21日(木)
	内容	○ 第11期生涯学習審議会諮問事項について(協議) ・ アンケート調査結果の検討 ・ 答申構成(案)の検討
第4回	開催日	平成25年5月30日(木)
	内容	○ 第11期生涯学習審議会諮問事項について(協議) ・ アンケート調査結果の検討 ・ 実践事例調査の検討 ・ 答申構成(案)の検討
第5回	開催日	平成25年8月28日(水)
	内容	○ 第11期生涯学習審議会諮問事項について(協議) ・ アンケート調査結果の検討 ・ 実践事例調査の検討 ・ 答申構成(案)の検討
第6回	開催日	平成25年10月4日(金)
	内容	○ 第11期生涯学習審議会諮問事項について(協議) ・ アンケート調査結果の検討 ・ 実践事例調査の検討 ・ 答申構成(案)の検討
第7回	開催日	平成26年1月30日(木)
	内容	○ 第11期生涯学習審議会諮問事項について(協議) ・ 答申素案(案)の検討 ・ 調査報告書素案(案)の検討
第8回	開催日	平成26年3月6日(木)
	内容	○ 第11期生涯学習審議会諮問事項について(協議) ・ 答申素案の検討 ・ 調査報告書素案の検討

【実践事例調査】

調 査 日	調 査 先	調査担当者
平成25年 7 月11日（木）	川崎市ふれあい館	梨本委員 夏井委員
平成25年 7 月20日（土）	藤沢市鶴沼公民館	上江州委員 猿渡委員
平成25年 7 月20日（土）	ドリームプレイウッズ（綾瀬市）	上江州委員 猿渡委員
平成25年 9 月24日（火）	厚木市立七沢児童館	川崎委員 富田委員
平成25年 9 月24日（火）	厚木市立相川小学校放課後子ども教室	富田委員
平成25年10月12日（土）	鎌倉てらこや（鎌倉市）	猿渡委員
平成25年11月18日（火）	ソニー・サイエンスプログラム （厚木市立相川小学校放課後子ども教室への出張教室）	川居委員

